

第2期大船渡市自殺対策計画

令和6年3月

大船渡市

「自殺」・「自死」の表記について

「『自死・自殺』の表現に関するガイドライン～『言い換え』ではなく丁寧な『使い分け』を～」(NPO法人 全国自死遺族総合支援センター)においては、①行為を表現するときは「自殺」、②多くの自殺が「追い込まれた末の死」というプロセスの結果であることを踏まえつつ、「自殺した」ではなく、「自殺で亡くなった」と表現、③遺族や遺児に関する表現は「自死」と表現することを推奨しています。

本計画では、上記のガイドラインを参考にしつつ、表記を使い分けています。

目 次

第1章 計画策定の概要	4
1 計画策定の背景と趣旨.....	4
2 計画の位置付け.....	5
3 計画の期間.....	6
4 計画の策定体制.....	6
第2章 大船渡市の現状と課題	7
1 自殺実態の分析に当たって.....	7
2 大船渡市の自殺の現状.....	8
3 アンケート結果の分析.....	15
4 第1期計画の取組状況.....	22
5 大船渡市の自殺対策の課題.....	25
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 基本理念.....	26
2 基本認識.....	26
3 基本方針.....	26
4 施策体系.....	29
5 SDGsの視点を踏まえた計画の推進.....	31
6 計画の目標.....	32
第4章 施策の展開	33
1 「久慈モデル」に基づいた取組.....	33
2 基本施策.....	35
3 重点項目（対象）.....	40
4 関連事業.....	42
第5章 計画の推進体制等	55
1 計画の推進.....	55
2 計画の進行管理と評価.....	55

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定され、平成28年には全ての市町村に「市町村自殺対策計画」策定を義務づけるなど、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきたところです。

しかし、自殺者はいまだに毎年2万人を超えており、さらには新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によって、令和2年度は11年ぶりに前年を上回りました。

このような状況の中、令和4年10月に閣議決定された現行の自殺総合対策大綱において、自殺対策を更に推進するため以下の基本方針等が示されました。

国の自殺総合対策大綱における基本方針

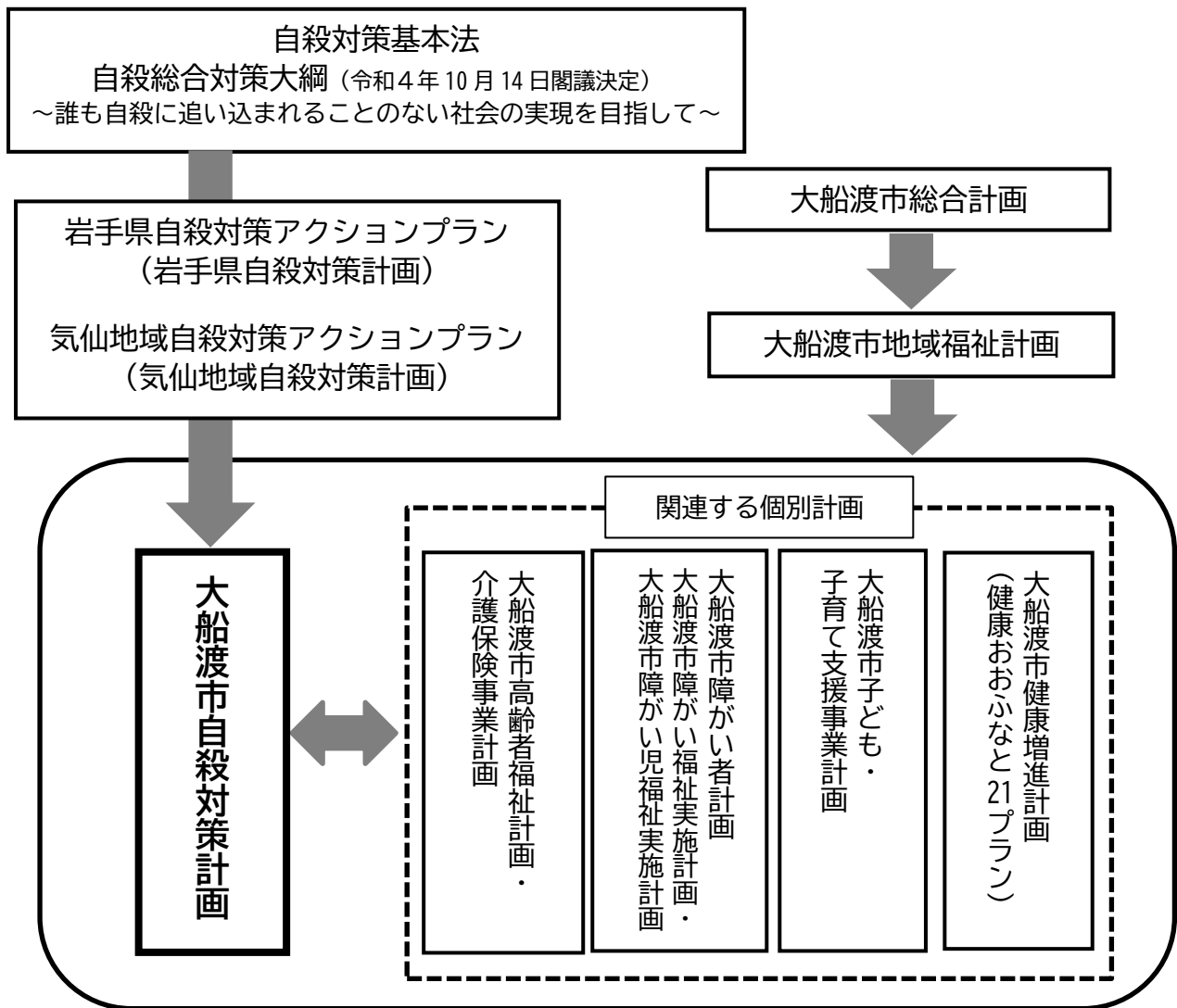
1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

本市では、こうした現状や動向を踏まえ、市民がかけがえのない命の大切さを考え、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、一人ひとりに寄り添いながら、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする、「第2期大船渡市自殺対策計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、国の自殺対策基本法の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本方針等を踏まえ、「岩手県自殺対策アクションプラン」との整合を図りながら策定するものです。

また、本市の総合的なまちづくりの指針を定めた最上位計画である「大船渡市総合計画」や社会福祉法に基づく「大船渡市地域福祉計画」などの上位計画に基づき、健康や福祉に関する各種計画との連携及び整合を図りながら計画を推進します。



3 計画の期間

本計画の推進期間は、自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されていることや、「岩手県自殺対策アクションプラン」の計画期間を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度
第1期計画					第2期計画					第3期計画				

4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市民の悩みや心の健康に関する意識、認識を把握し、計画に反映するよう努め、以下の取組を行いました。

(1) アンケート調査の実施

市民の心の健康と自殺対策に対する意識、意向等を把握し、計画策定及び施策推進に反映させるため、「心の健康に関する市民意識調査」を実施しました。

調査対象	期 間	方 法	配布件数	回収件数【率】
18歳以上の市民	令和5年5月～6月	郵送による配布・回収	1,000件(無作為抽出)	398件【39.8%】

(2) 庁内策定会議・ワーキンググループ会議の開催

全庁的な取組として計画を策定するため、関係部課等との調整を図りながら計画策定を進めました。

(3) 大船渡市心の健康づくり推進連絡会の開催

本市では、これまで、心の健康づくりに関係する機関や団体等で構成する「大船渡市心の健康づくり推進連絡会」を開催し、情報の共有等を図りながら、自殺対策を進めてきました。

本計画の策定に当たっては、より効果的な自殺対策の推進のため、本連絡会の構成機関を拡充して協議しました。

第2章 大船渡市の現状と課題

1 自殺実態の分析に当たって

実効性のある自殺対策を推進するためには、地域における自殺の現状を正確に把握する必要があります。

そのため、本市では、いのち支える自殺対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」と厚生労働省や警察庁、岩手県の自殺に関する統計を活用し、自殺の現状について分析しました。

なお、自殺に関する統計データには、主に厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があり、「人口動態統計」は、日本人を対象に集計していますが、「自殺統計」は、日本における外国人も対象に集計しているなどの違いがあります。

また、「自殺統計」は、「職業別」、「原因・動機別」といった項目がありますが、「人口動態統計」には、これらの項目はありません。

■「人口動態統計」と「自殺統計」の違い

区分	人口動態統計	自殺統計
公表元	厚生労働省 市町村の人口動態調査票に基づく	警察庁 警察庁の自殺統計原票に基づく
対象者	日本における日本人	日本における外国人を含む総人口
調査時点	住所地を基に死亡時点 暦年（1月～12月まで）の統計	発見地を基に自殺死体発見時点 暦年（1月～12月まで）の統計
事務手続き上の差異 （訂正報告）	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外と処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上されない。	発見時において、自殺が明確でない場合でも、捜査により自殺と判明した時点で計上される。
確定値 （公表時期）	調査年の翌年の秋（9月）	調査年の翌年の春（3～4月）

その他の統計資料のうち、「岩手県保健福祉年報」は、岩手県が厚生労働省の「人口動態統計」に基づいて集計し、公表しているものです。

また、「地域における自殺の基礎資料」は、厚生労働省が警察庁から提供を受けた自殺統計データに基づいて再集計し、公表しています。

本計画では、「人口動態統計」は自殺者数や自殺死亡率の年次推移を分析するため、また「地域における自殺の基礎資料」は自殺者の年齢、原因・動機、職業等の状況を分析するために用いました。

なお、両統計の集計方法が異なるため、自殺者数及び自殺死亡率には差異があります。

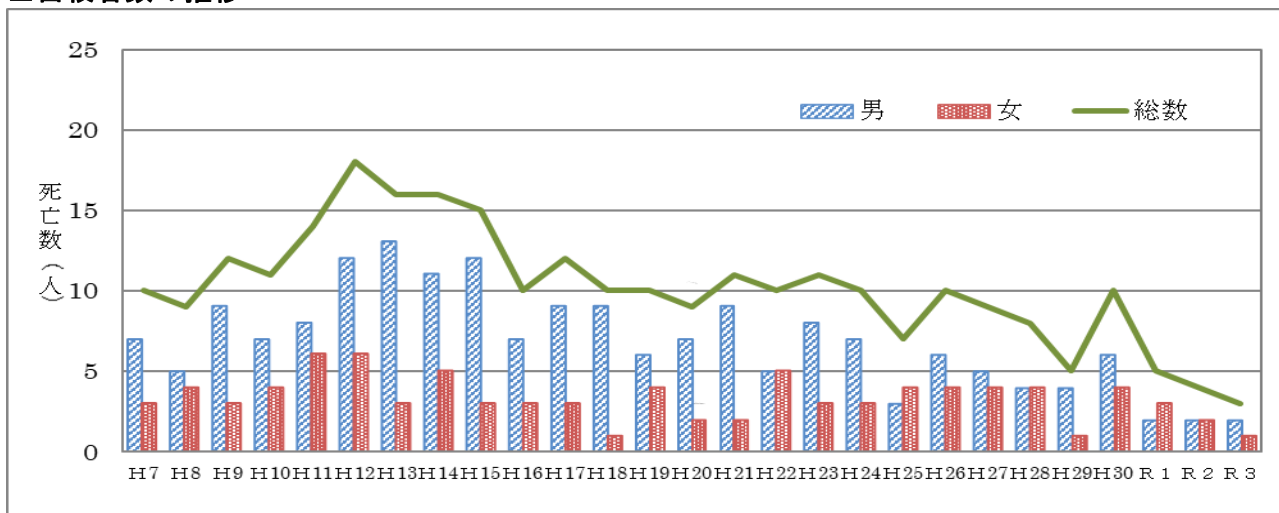
2 大船渡市の自殺の現状

(1) 自殺者数の年次推移

本市の自殺者数は、平成 12 年の 18 人から平成 17 年以降は 10 人前後で推移しており、令和元年以降は 5 人以下と減少傾向にあります。

また、男女別では、男性が女性を上回る傾向が見られますが、近年は男女比に差がない状況となっています。

■自殺者数の推移



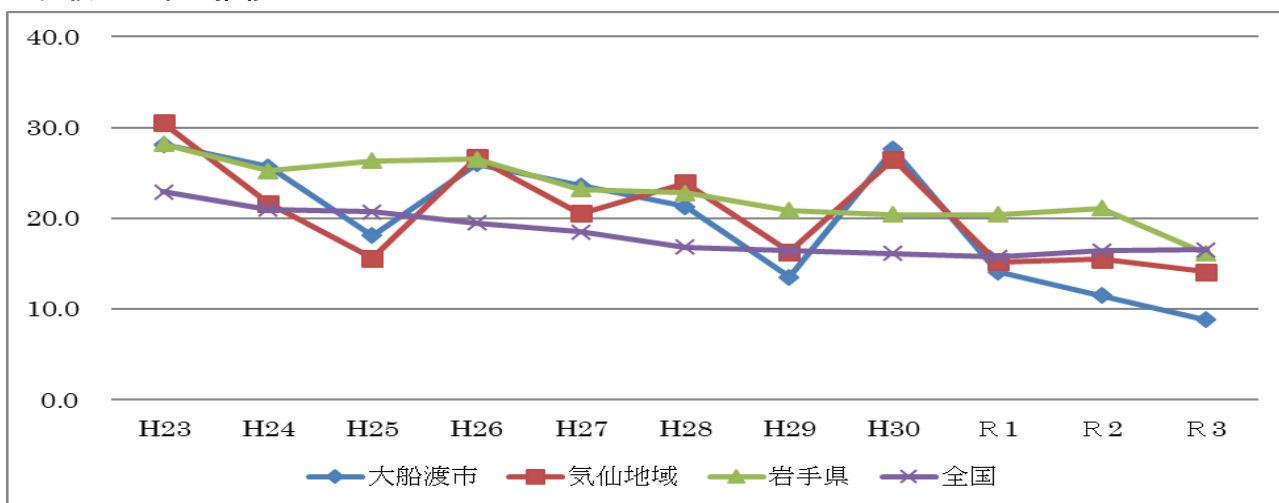
資料：岩手県保健福祉年報（人口動態編）

(2) 自殺死亡率の年次推移

本市の人口 10 万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率は、県内ではおおむね下位にあり、令和元年からは、全国、岩手県及び気仙地域の値を下回っています。

なお、岩手県の自殺死亡率は減少傾向にあるものの、全国を下回った令和 3 年を除き、常に全国上位（1 位から 4 位）という状態が続いています。

■自殺死亡率の推移



資料：岩手県保健福祉年報（人口動態編）

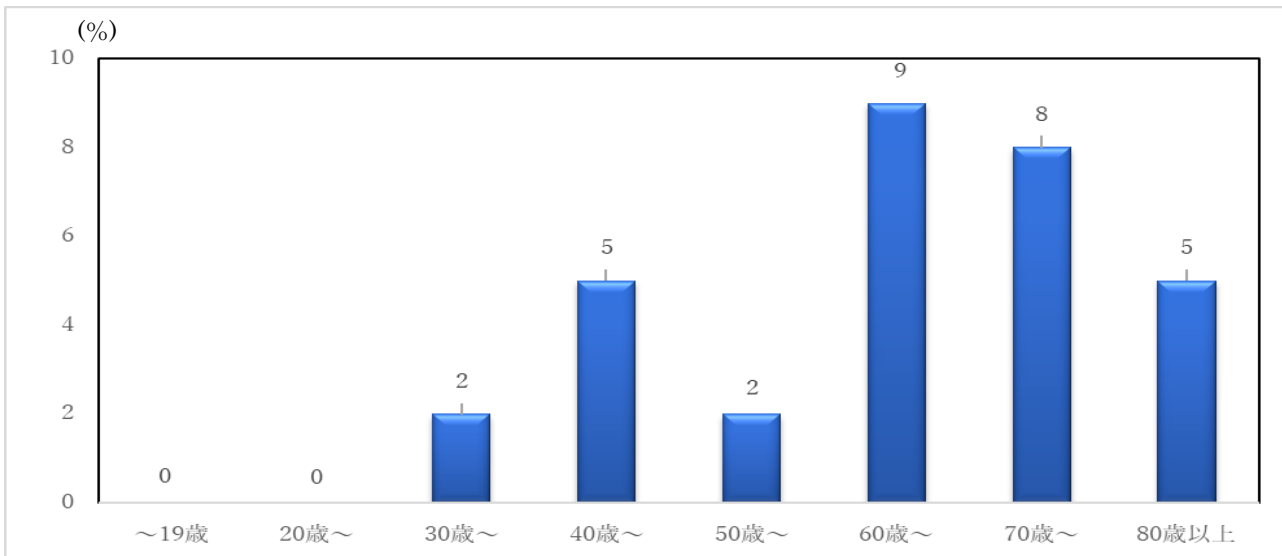
(3) 年齢別自殺者数と年齢別自殺者割合

本市の自殺者数は、平成30年から令和4年までの5年間で、31人となっています。

また、年齢別の自殺者数では、60歳代で9人と最も多く、次いで70歳代の8人、40歳代と80歳以上の5人となっており、30歳未満の自殺者はいない状況となっています。

※第1期計画策定時は、30歳代と50歳代が10人、70歳代と80歳以上が8人

■年齢別自殺者数（平成30年～令和4年の5年間の累計）



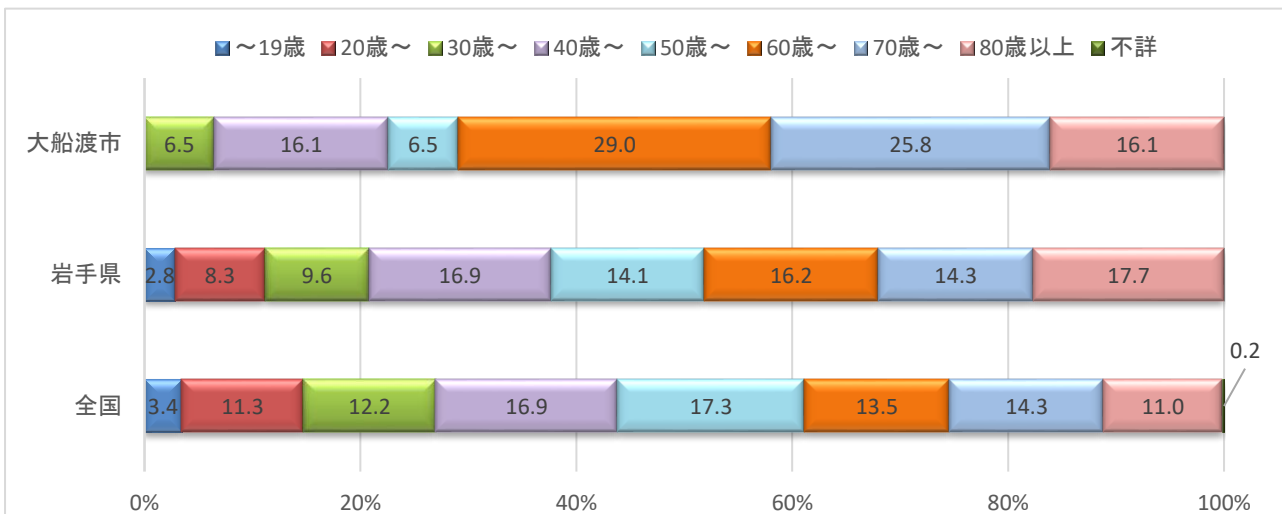
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

本市の年齢別自殺者割合について、全国や岩手県と比較すると、60歳代と70歳代は本市が全国や岩手県を上回っています。

また、30歳代と50歳代では、本市は全国や岩手県を下回っています。

※第1期計画策定時は、30歳代が全国や県を上回り、60歳以上の割合は国や県とほぼ同じ状況

■年齢別自殺者割合（平成30年～令和4年の5年間の累計）



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(4) 男女・年代別自殺者数

本市の平成30年から令和4年までの5年間における男女別自殺者数は、男性が17人、女性が14人であり、男女比では「男性1.2：女性1」となっています。

また、年代別では、男性は60歳代と70歳代が最も多く6人、女性は40歳代と80歳以上の4人が最も多くなっています。

※第1期計画策定時は、「男性1.4：女性1」

※第1期計画策定時は、男性は30歳代と60歳代が最多で6人、女性は80歳以上が最多で5人

■男女・年代別自殺者数（平成30年～令和4年の5年間の累計）

（単位：人）

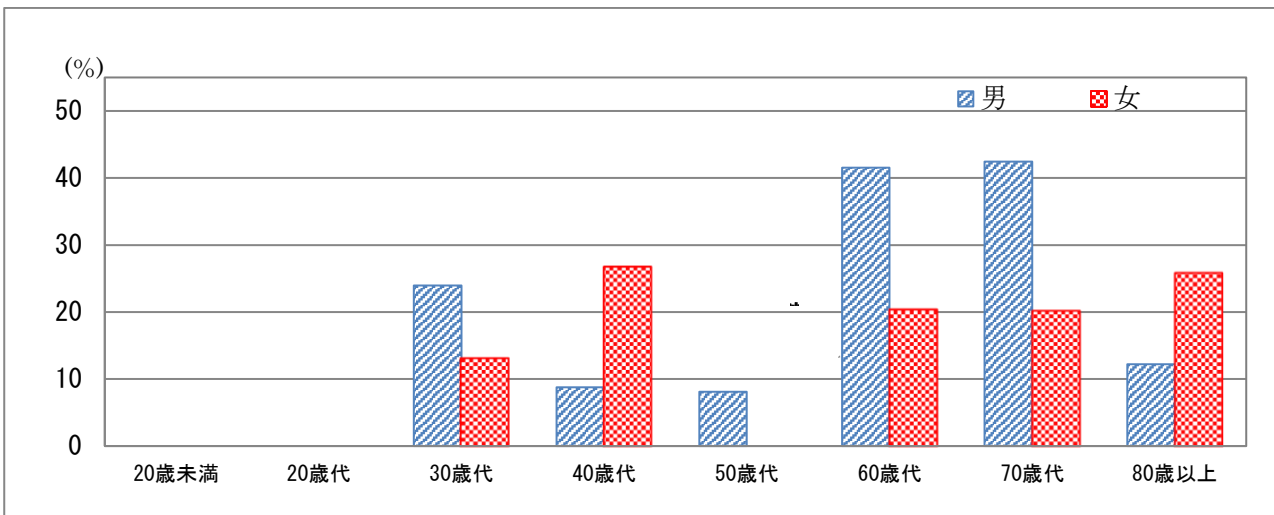
区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
男性	0	0	1	1	2	6	6	1	17
女性	0	0	1	4	0	3	2	4	14
合計	0	0	2	5	2	9	8	5	31

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(5) 男女・年代別自殺死亡率

本市の平成29年から令和3年までの5年間における男女・年代別自殺死亡率は、40歳代と80歳以上で女性が男性を上回っています。

■男女・年代別自殺死亡率（平成29年～令和3年の5年間平均）



資料：いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロフィール2022

(6) 年代別死因

本市の平成29年から令和3年までの5年間における年齢別死因累計は、30歳代で自殺が第2位となっており、40歳代で第3位、50歳代・60歳代で第5位となっています。

■年齢別死因上位5位（平成29年～令和3年の5年間の累計）

区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
20歳代	心疾患	悪性新生物 脳血管疾患 不慮の事故			
30歳代	心疾患	自殺	脳血管疾患	悪性新生物 糖尿病	
40歳代	悪性新生物	心疾患	自殺	脳血管疾患	不慮の事故
50歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肝疾患 不慮の事故	自殺
60歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故	自殺
70歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故	肺炎
80歳以上	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎

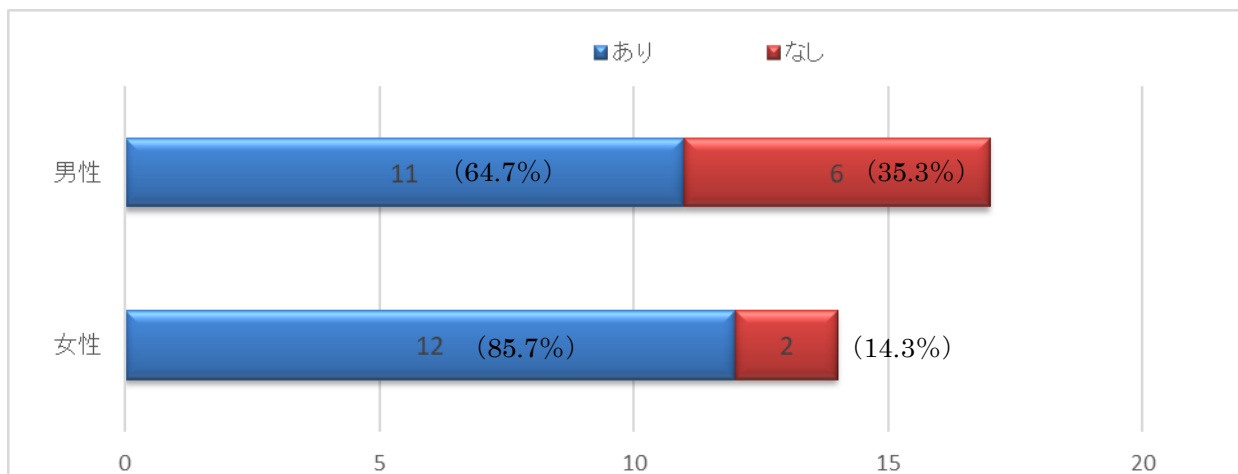
資料：人口動態統計（大船渡保健所より提供されたデータに基づき作成）

(7) 同居人の有無(同居・独居)

本市の平成30年から令和4年までの5年間における同居人の有無別自殺者数は、男女とも「あり」が「なし」を上回っています。

※第1期計画策定時は、男性では「あり」75.0%、「なし」25.0%、女性では「あり」80.0%、「なし」20.0%

■男女別同居人の有無別自殺者数（平成30年～令和4年の5年間の累計）



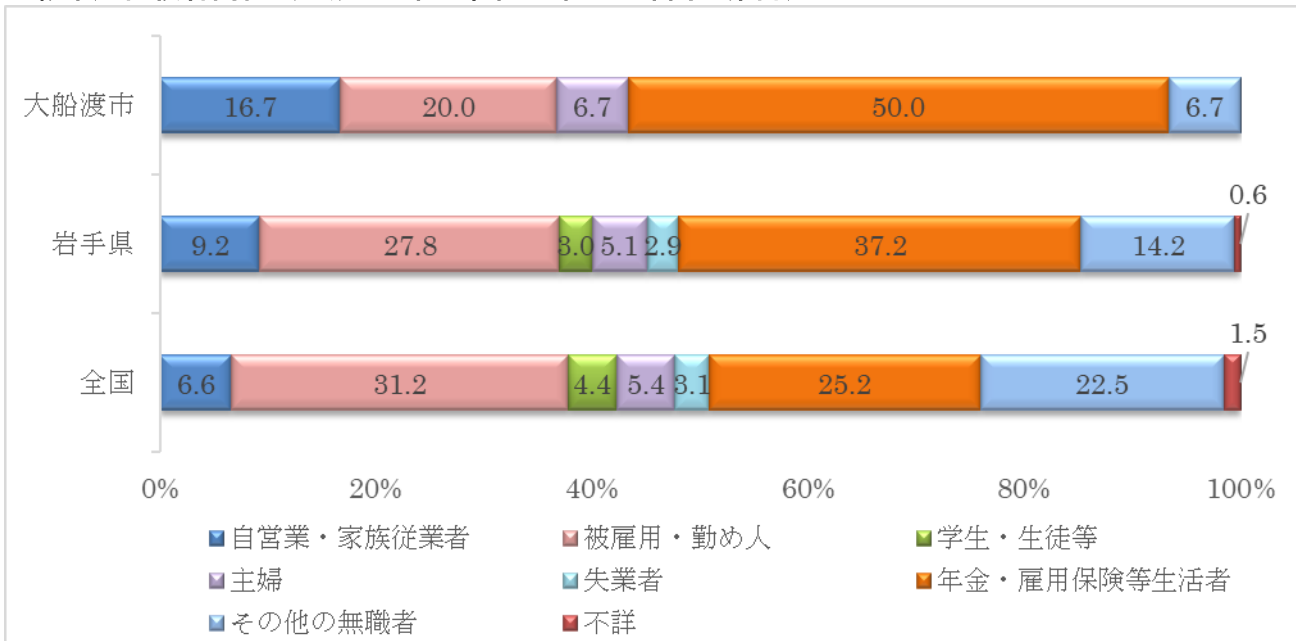
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(8) 職業別自殺者の割合

本市の平成29年から令和3年までの5年間における職業別自殺者割合は、「年金・雇用保険等生活者」50.0%、「自営業・家族従業者」16.7%、「主婦」6.7%と、全国や岩手県の値を上回っています。

※第1期計画策定時は、「年金・雇用保険等生活者」は41.7%、「自営業・家族従業者」は0%、「主婦」は4.2%

■職業別自殺者割合（平成29年～令和3年の5年間の累計）



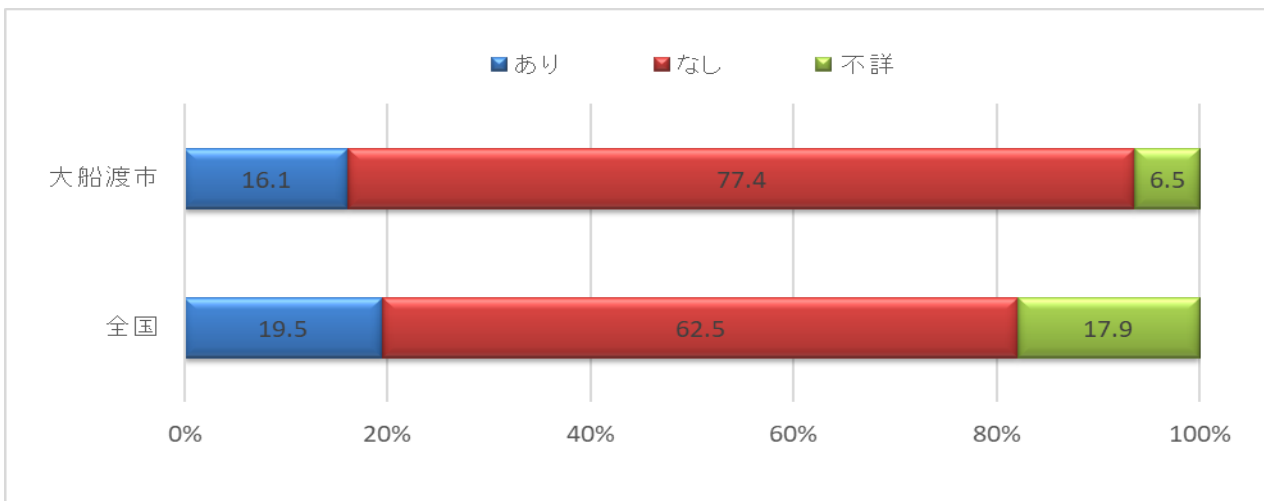
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(9) 自殺未遂歴の状況

本市の平成30年から令和4年までの5年間における自殺者のうち、自殺未遂歴を有する割合は16.1%であり、全国の19.5%をやや下回っています。

※第1期計画策定時は、「あり」14.6%、「なし」66.7%、「不明」18.8%

■自殺未遂歴の状況（平成30年～令和4年の5年間の累計）



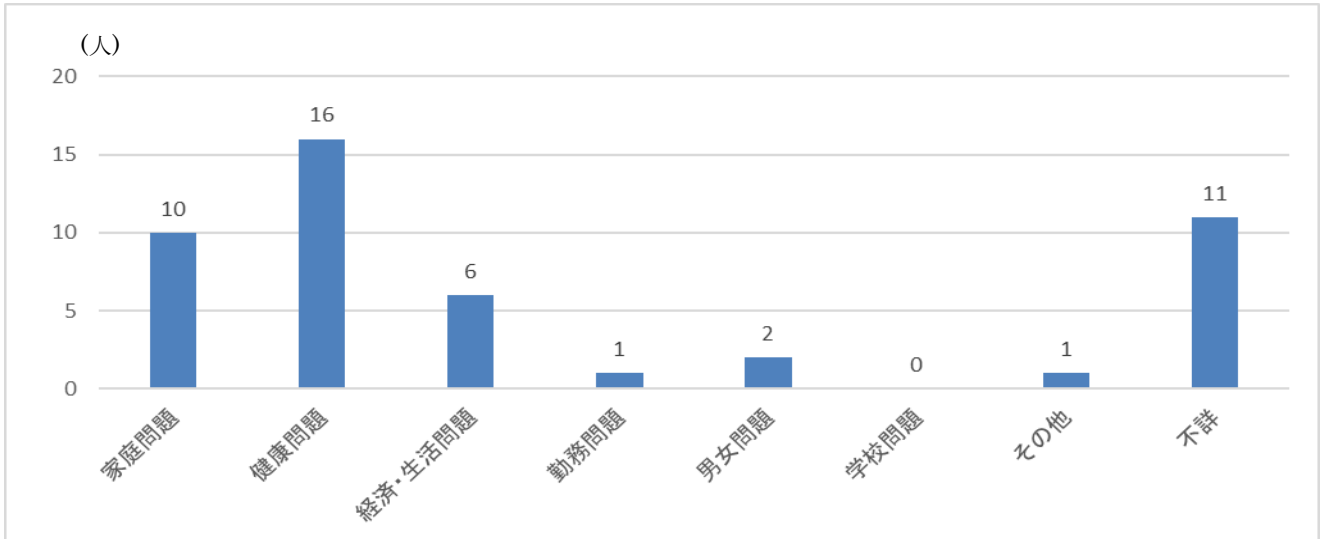
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(10) 原因・動機別自殺者数

本市の自殺者の原因・動機について、平成30年から令和4年までの5年間の累計は、「健康問題」16件、「家庭問題」10件、「経済・生活問題」6件となっています。

※第1期計画策定時は、「健康問題」30件、「経済・生活問題」8件、「家庭問題」3件

■原因・動機別自殺者数（平成30年～令和4年の5年間の累計）



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

※自殺統計による自殺の原因・動機は、自殺者一人につき複数の計上が可能であるため、自殺者数とは一致しません。

(11) 自殺者の特徴

厚生労働省が所管する専門機関である「いのち支える自殺対策推進センター」が作成した「地域自殺実態プロファイル2022」では、平成29年から令和3年までの5年間における本市の自殺者の合計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者数、自殺死亡率を比較しており、本市の特徴について次表のとおり示しています。

本市においては、自殺者が最も多い区分は「女性・60歳以上・無職者・同居」であり、「男性・60歳以上・有職者・同居」、「男性・60歳以上・無職者・同居」、「男性・60歳以上・有職独居」、「男性60歳以上無職独居」と続いています。

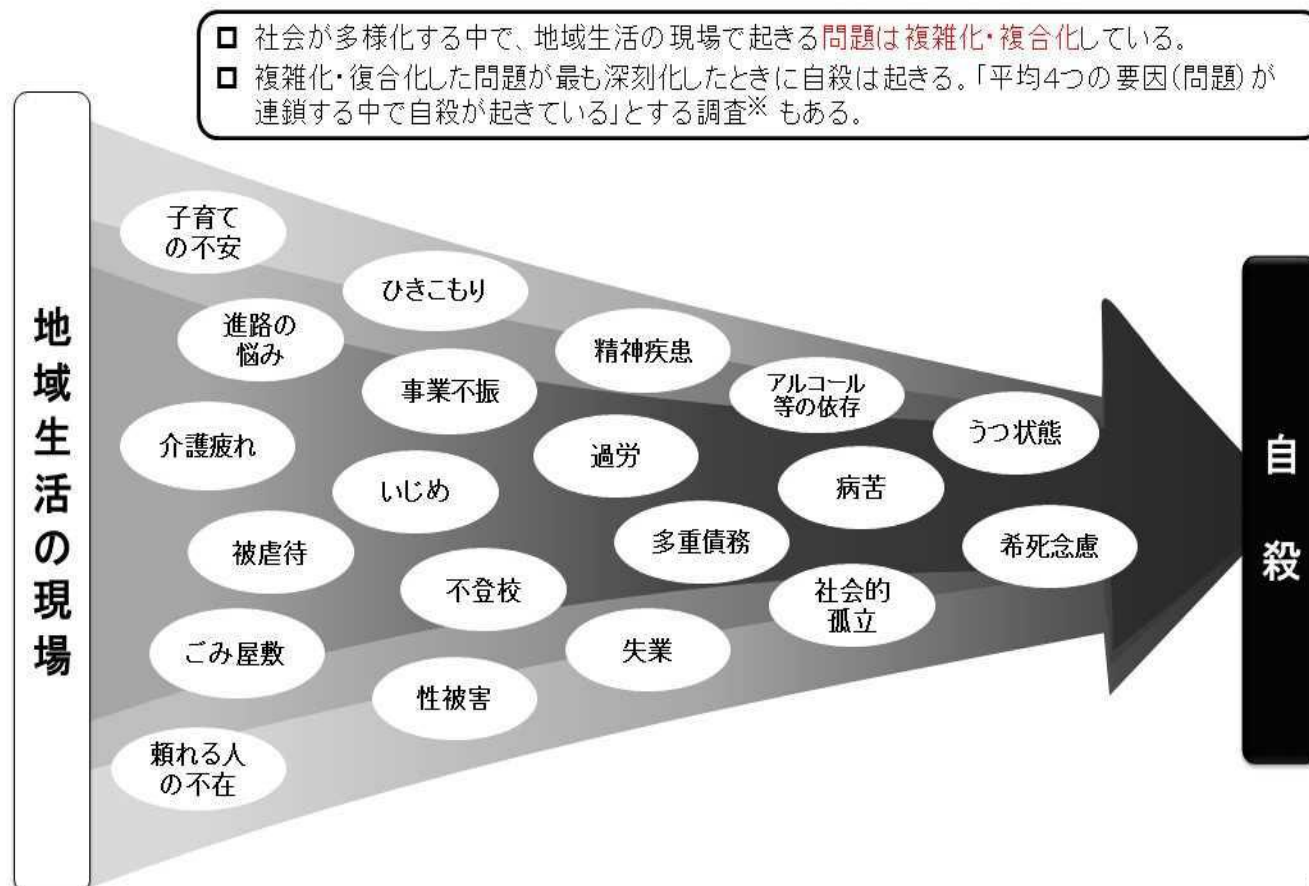
■本市の主な自殺の特徴（平成 29 年～令和 3 年合計）

上位 5 区分		自殺者数 (累計)	割合	自殺 死亡率	背景にある主な自殺の危機経路※
1 位	女性 60 歳以上無職同居	8 人	26.7%	28.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2 位	男性 60 歳以上有職同居	4 人	13.3%	32.3	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
2 位	男性 60 歳以上無職同居	4 人	13.3%	25.4	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
4 位	男性 60 歳以上有職独居	2 人	6.7%	101.8	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
4 位	男性 60 歳以上無職独居	2 人	6.7%	73.2	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

資料：いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2022

※上図の「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書 2013（特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンク）を参考に推定したものです。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではありません。

<自殺の危機要因イメージ図>



資料：特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク

(1) 調査概要

「第2期大船渡市自殺対策計画」の策定に当たり、心の健康や自殺等に関する市民の現状や考えを把握し、自殺対策を推進する上での基礎資料を得ることを目的として、「心の健康に関する市民意識調査」（アンケート調査）を実施しました。

■調査の対象者と調査期間・方法

調査対象者	18歳以上の市民(無作為抽出)
調査期間	令和5年5月10日～6月9日
調査方法	郵送により配布 郵送又はインターネットにより回収

■調査の配布と回収状況

配布数	1,000人
有効回収数	398人
有効回収率	39.8%

■報告書の記載方法

調査結果の数値については、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

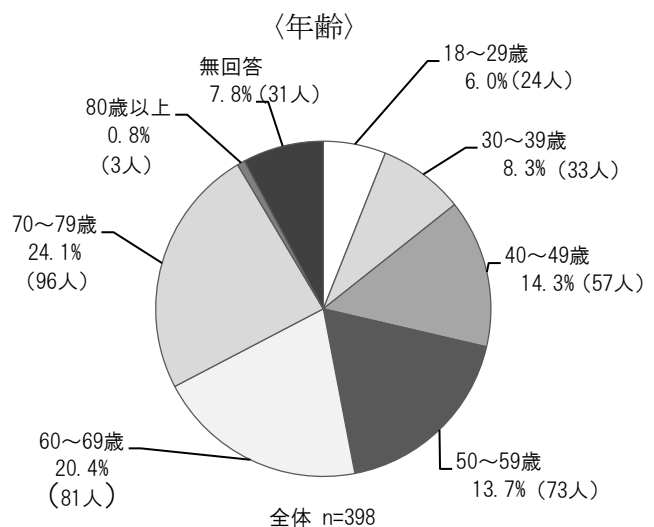
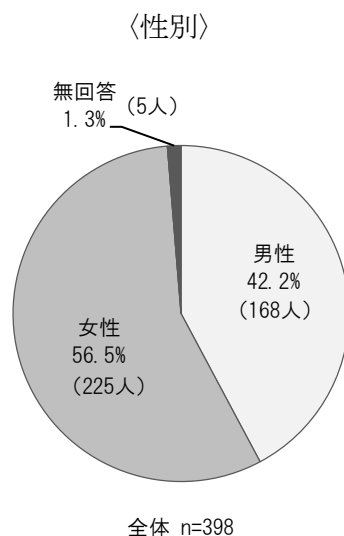
また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

なお、基数となる実数は「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。

(2) 回答者の基本情報

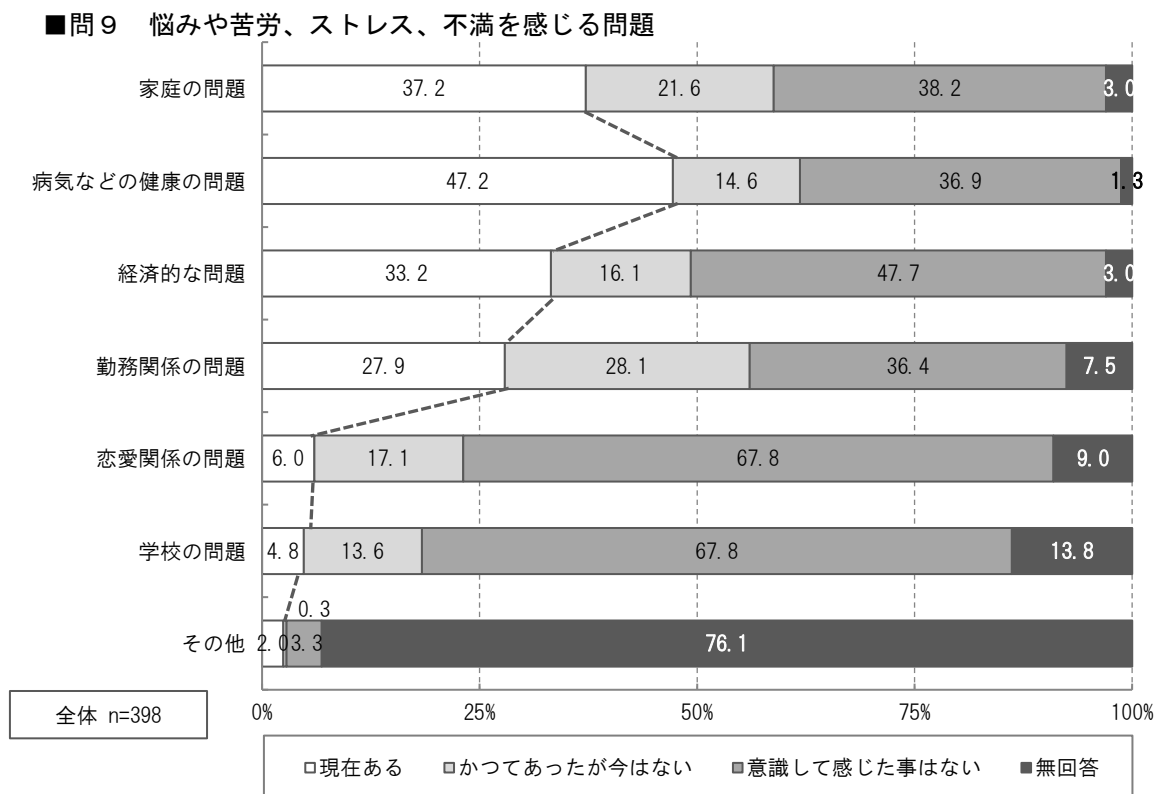
回答者398人の性別は、男性が168人(42.2%)、女性が225人(56.5%)、無回答5人であり、年齢別割合で見ると、70歳代が96人(24.1%)と最も多く、次いで60歳代が81人(20.4%)となっています。

■問1 性別と年齢

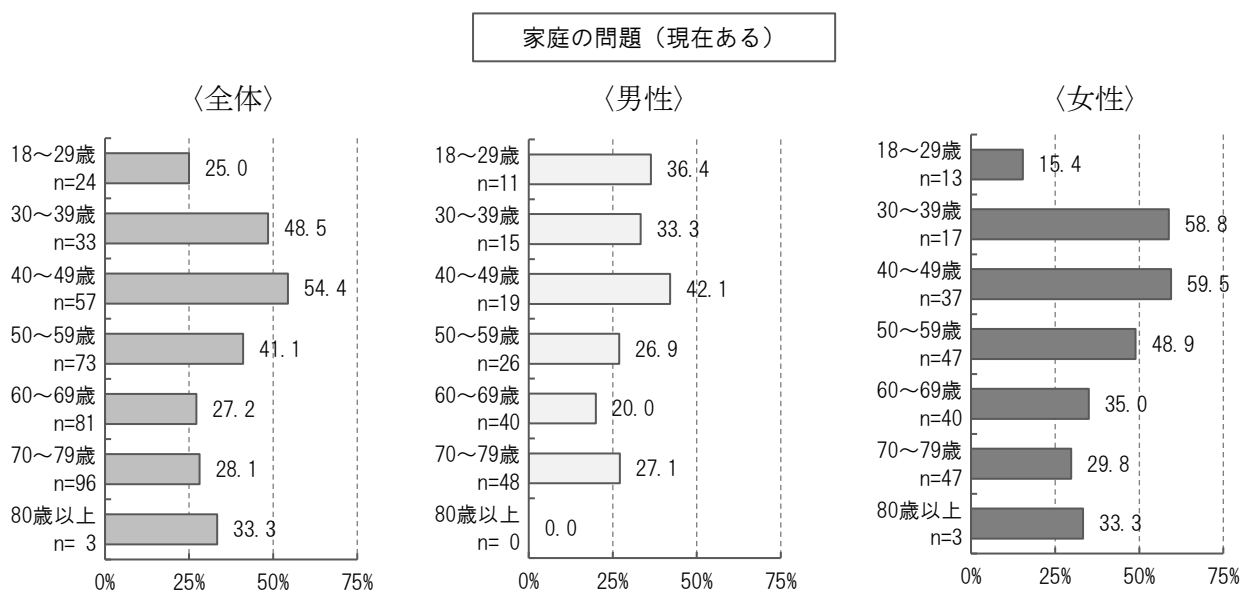


(3) 心の健康について

「家庭の問題」、「病気などの健康の問題」、「経済的な問題」、「勤務関係の問題」、「恋愛関係の問題」、「学校の問題」、「その他」の7項目について、日頃、悩みやストレス等を感じるか質問したところ、「現在ある」と回答した人の割合が最も多いのは、「病気などの健康の問題」の47.2%であり、「家庭の問題」37.2%、「経済的な問題」33.2%、「勤務関係の問題」27.9%と続いています。



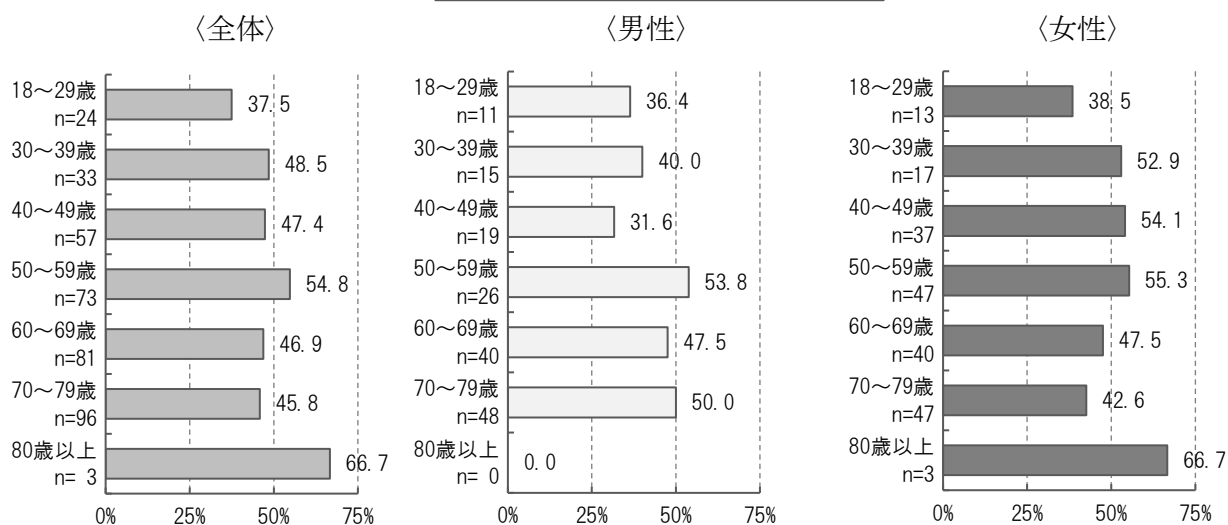
■問9 悩みや苦勞、ストレス、不満を感じる問題（「現在ある」に回答）×（性別・年代別）



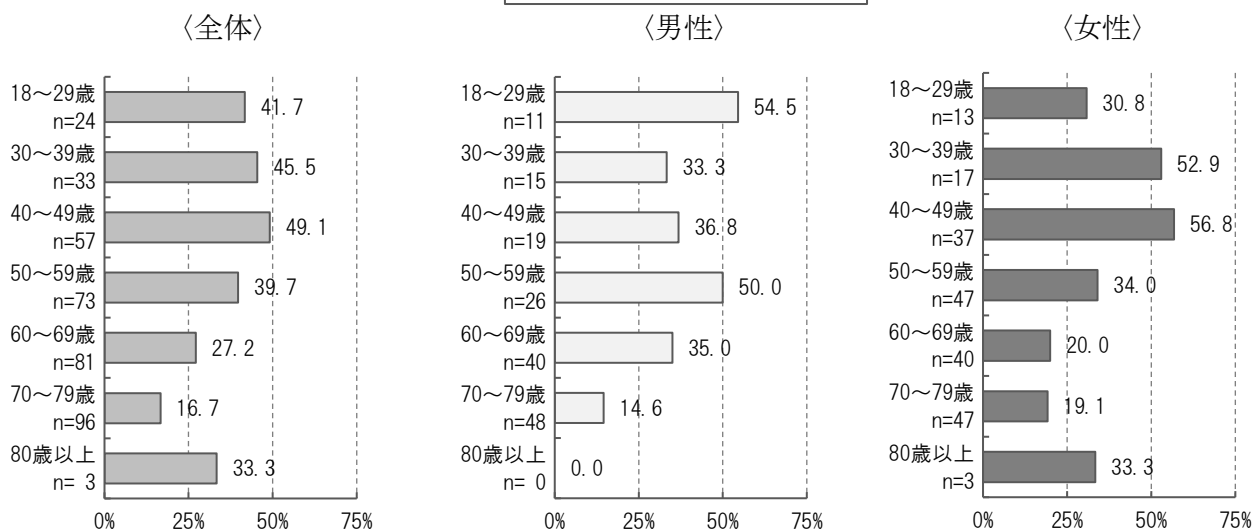
※ 無回答の方がいるため、男性と女性の母数を合算しても全体と一致しない場合があります。

■問9 悩みや苦勞、ストレス、不満を感じる問題（「現在ある」に回答）×（性別・年代別）

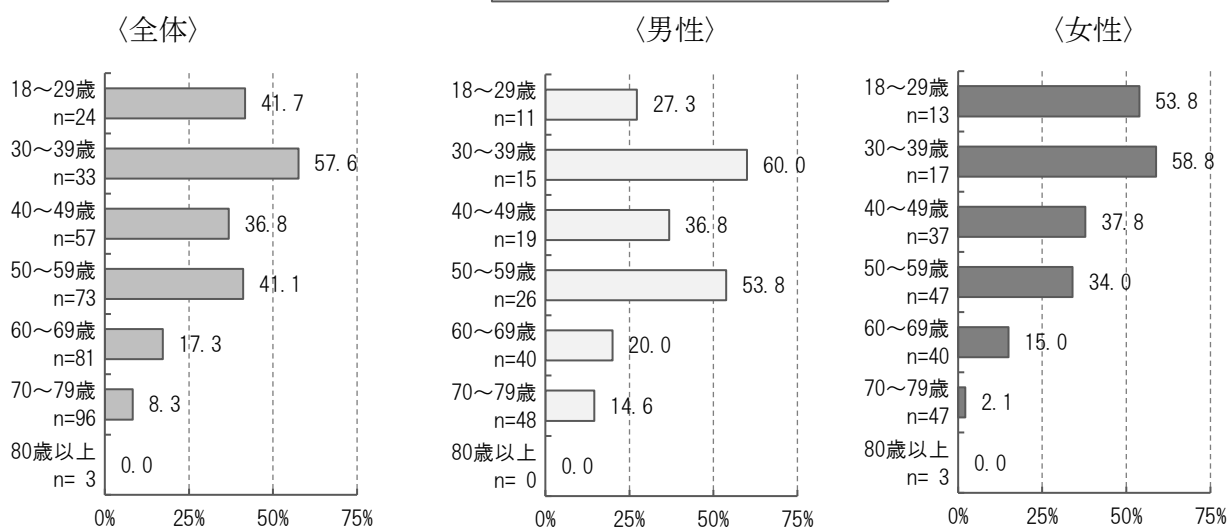
病気などの健康の問題（現在ある）



経済的な問題（現在ある）

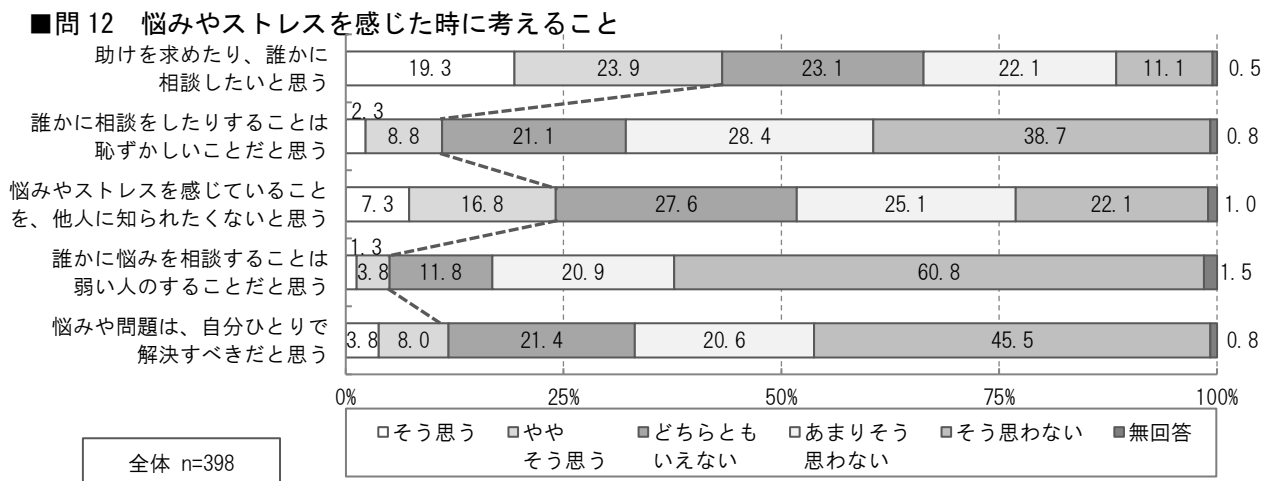


勤務関係の問題（現在ある）



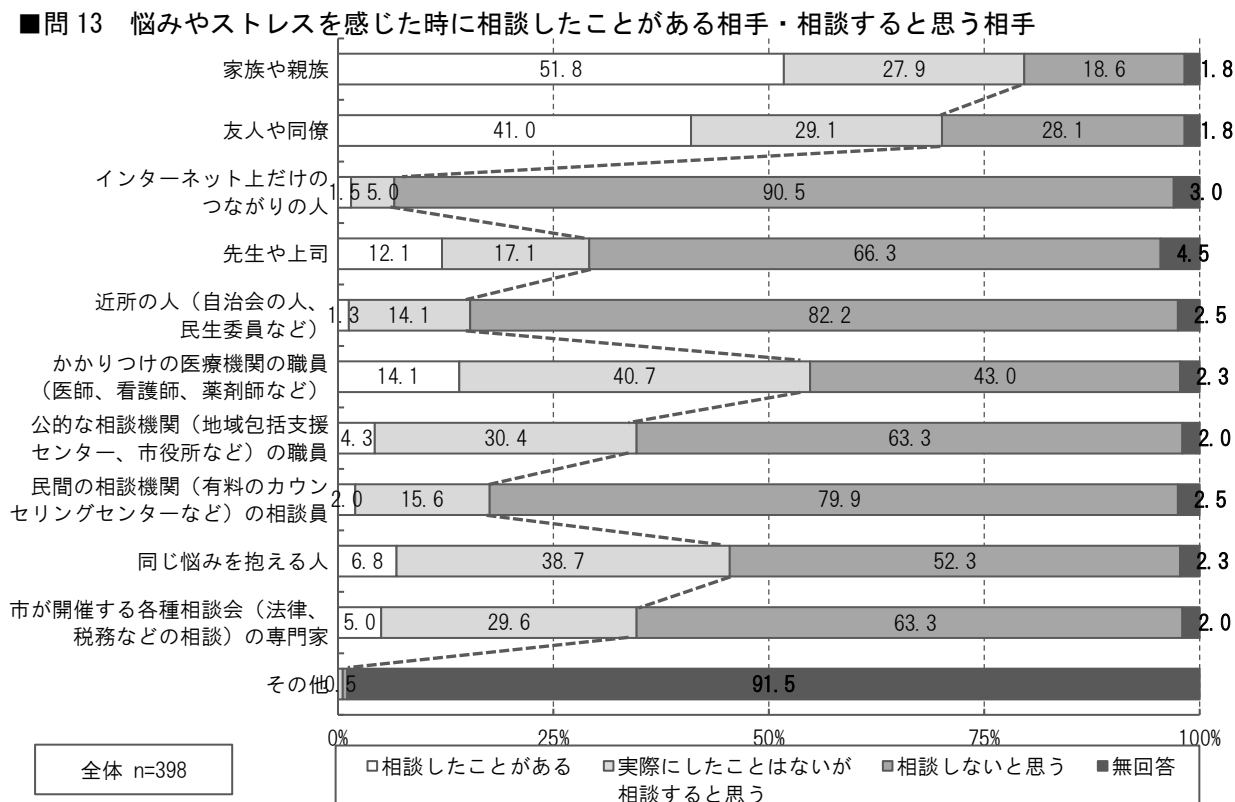
(4) 相談することについて

悩みやストレスを感じた時に、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」と回答した割合は、「そう思う」、「ややそう思う」を合わせて 43.2%と最も多く、「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」24.1%、「悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」11.8%と続いています。



悩みやストレスを感じた時の相談相手として、「家族や親族」と回答した割合は、「相談したことがある」、「実際にしたことはないが相談すると思う」を合わせて 79.7%と最も多く、「友人や同僚」70.1%、「かかりつけの医療機関の職員」54.8%、「同じ悩みを抱える人」45.5%と続いています。

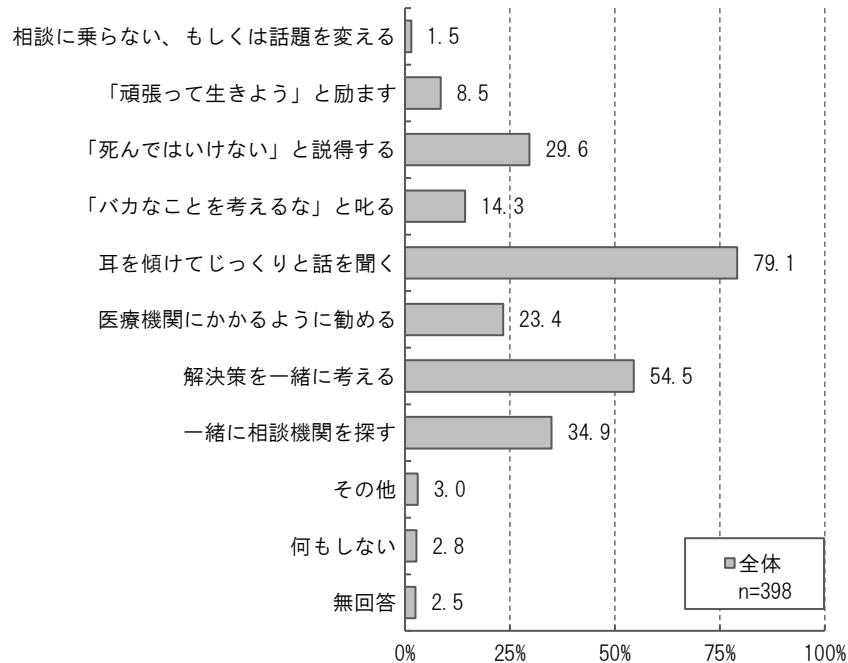
また、公的な機関等については、「公的な相談機関の職員」34.7%、「市が開催する各種相談会の専門家」34.6%となっています。



(5) 自殺について

身近な人に「死にたい」と打ち明けられた時の対応としては、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」79.1%が最も多く、「解決策を一緒に考える」54.5%、「一緒に相談機関を探す」34.9%と続いています。

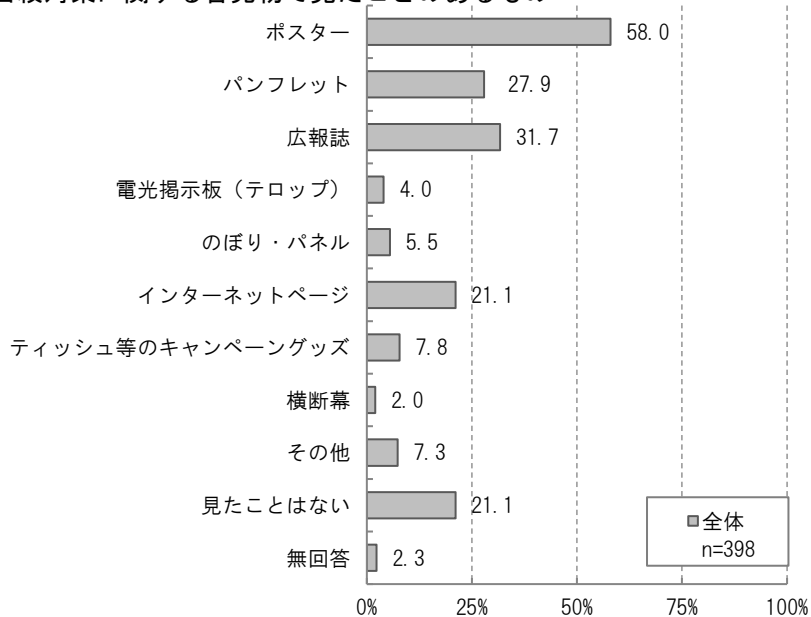
■問 18 身近な人に「死にたい」と打ち明けられた時の対応



(6) 自殺対策・予防について

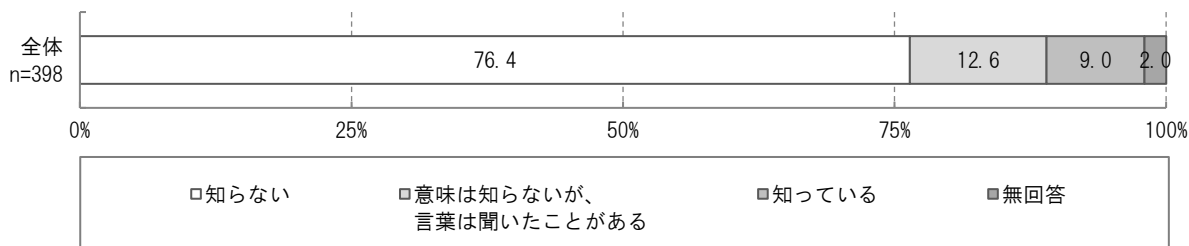
自殺対策に関する啓発物で見たことのあるものは、「ポスター」58%が最も多く、次いで「広報紙」31.7%、「パンフレット」27.9%の順であり、「見たことはない」は21.1%となっています。

■問 20 自殺対策に関する啓発物で見たことのあるもの



自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応ができる人のことを指す「ゲートキーパー」の認知度については、「知らない」が76.4%となっています。

■問 27 「ゲートキーパー」の認知

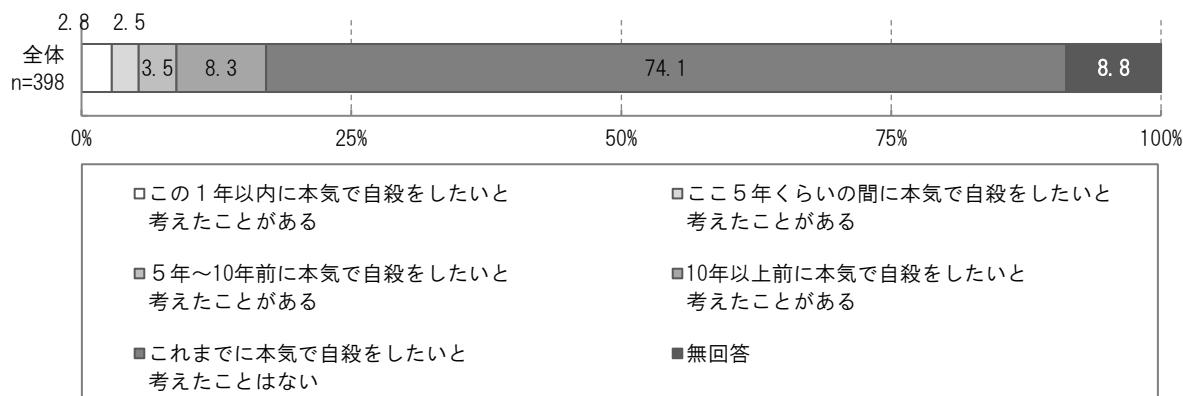


(7) 自殺願望について

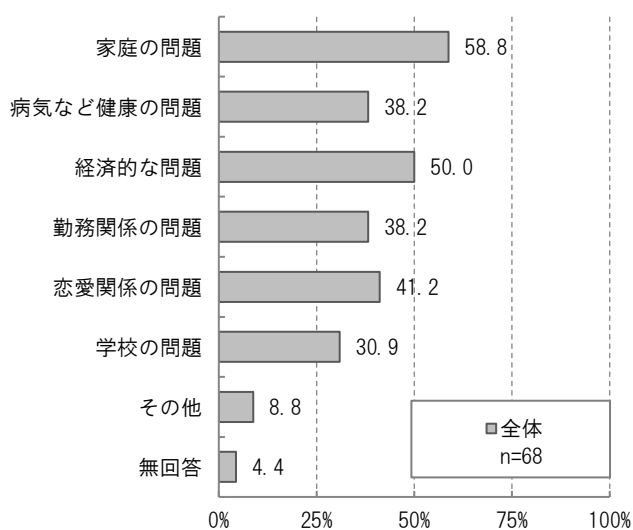
これまでに本気で自殺をしたいと考えたことがある人は17.1%、考えたことがない人は74.1%となっています。

自殺を考えた理由や原因では、「家庭の問題」58.8%が最も多く、「経済的な問題」50%、「病気など健康の問題」「勤務関係の問題」38.2%と続いています。

■問 32 本気で自殺したいと考えたことの有無

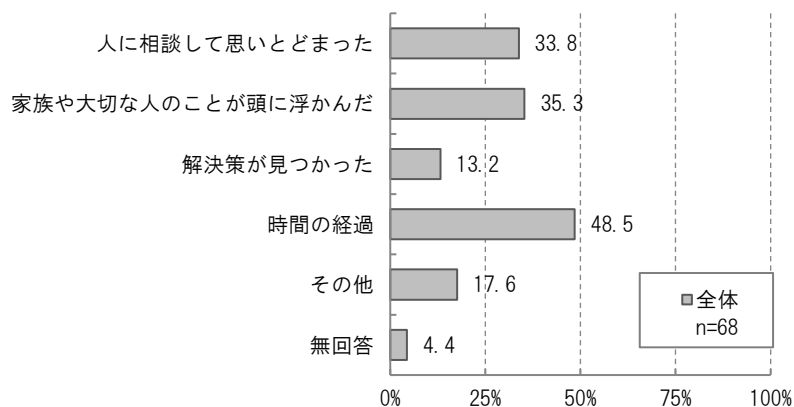


■問 33 自殺を考えた理由や原因



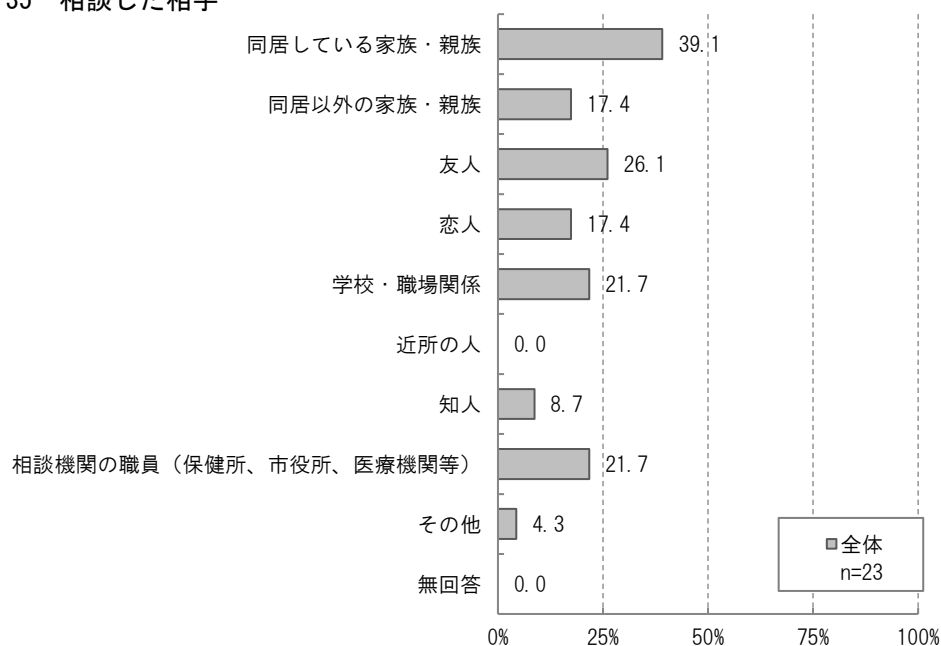
自殺を思いとどまった理由では、「時間の経過」48.5%が最も多く、「家族や大切な人のことが頭に浮かんだ」35.3%、「人に相談して思いとどまった」33.8%と続いています。

■問 34 自殺を思いとどまった理由



自殺を思いとどまった理由で「人に相談して思いとどまった」と回答した人の相談相手を見ると、「同居している家族・親族」39.1%が最も多く、次いで「友人」26.1%となっています。

■問 35 相談した相手



4

第1期計画の取組状況

※令和5年10月時点達成度
 ◎：当初の予定通り実施できた
 ○：おおむね実施できた
 △：実施は不十分であった
 ×：実施できなかった

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

心の健康づくり推進連絡会と自殺対策計画策定ワーキンググループ会議を開催することにより、関係機関及び庁内関係課と自殺対策に関する認識を共有し、ネットワークの強化に努めました。

【評価指標】

指標の内容	目標設定時	目標値	現状値	達成度
心の健康づくり推進連絡会の開催数	2回/年	2回/年	2回/年	◎
自殺対策庁内会議の開催数	未実施	1回/年	1回/年	◎

基本施策2 一次予防（市民全体へのアプローチ）

自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担うゲートキーパーの認識度が低い状況にあります。

専門職のゲートキーパー養成については、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の開催が少なかったこと、支援業務の都合上、複数の参加が難しいという状況から目標値に達しませんでした。

【評価指標】

指標の内容	目標設定時	目標値	現状値	達成度
市民に対する心の健康づくりに関する講演会や健康教室等の実施回数	1回/年	2回/年	10回/年	◎
自殺対策に関する啓発物を見たことがない人の割合（心の健康に関する市民意識調査）	28%	28%以下	21.2%	◎
ゲートキーパーを知っている、聞いたことがある人の割合（心の健康に関する市民意識調査）	17.3%	30.0%	21.6%	△
市職員のゲートキーパー養成研修受講者割合（目標設定時からの累計による割合）	8.1%	35%	72.8%	◎
医療、保健、福祉等の専門職のゲートキーパー養成研修受講者数（第1期計画目標設定時からの延人数）	42人	150人	70人	△
市民のゲートキーパー養成研修受講者数（第1期計画目標設定時からの延人数）	89人	400人	478人	◎

基本施策3 二次予防（自殺の危険性が高い人へのアプローチ）

医療、福祉、介護、教育関係機関及び関係団体に相談先情報を掲載したリーフレットを配布しました。

また、上記機関以外に、各種研修会や出前講座等の参加者にもリーフレットを配布しました。

【評価指標】

指標の内容	目標設定時	目標値	現状値	達成度
相談先情報を掲載したリーフレットを配布した団体・事業所数（第1期計画目標設定時からの実数）	22 か所	80 か所	122 か所	◎

基本施策4 三次予防（自死遺族へのアプローチ）

市広報紙を活用し、自死遺族に対する支援情報について周知しました。

【評価指標】

指標の内容	目標設定時	目標値	現状値	達成度
市広報紙による自死遺族支援の周知回数	未実施	1回/年	1回/年	◎

基本施策5 精神疾患へのアプローチ

市広報紙を活用し、心の健康等に関する相談窓口について周知しました。

【評価指標】

指標の内容	目標設定時	目標値	現状値	達成度
市広報紙による精神疾患、心の健康等に関する相談窓口の周知回数	1回/年	2回/年	13回/年	◎

基本施策6 職域へのアプローチ

市広報紙や市ホームページを活用し、勤労者のメンタルヘルスに関する啓発を行いました。

また、心の健康づくり推進連絡会開催や関係機関との会議の機会を活用し、職域関係者と情報を共有しました。

【評価指標】

指標の内容	目標設定時	目標値	現状値	達成度
市広報紙による勤労者のメンタルヘルスに関する相談窓口の普及・啓発の回数	未実施	1回/年	3回/年	◎
職域関係者との情報共有・連携会議等の開催回数	未実施	1回/年	2回/年	◎

第1期計画数値目標の評価

第1期計画の数値目標は、平成27年の自殺死亡率23.6（自殺者数9人）に対して、令和5年までの5年間で20%以上減少させ、自殺死亡率18.9（自殺者数7人）以下と設定していました。

厚生労働省の人口動態統計に基づいた、本市の令和5年10月時点における自殺者の状況を評価した結果、令和元年から令和4年まで（令和5年の数値は未確定）の4年間の平均で、自殺死亡率は12.3、自殺者数は5人となったことにより、目標を達成しました。

		第1期計画実績値	第1期計画目標値
基準年	平成27年	令和元年～令和4年 (4か年平均)	令和元年～令和5年 (5か年平均)
自殺死亡率 (実人数)	23.6 (9人)	12.3 (5人)	18.9 以下 (7人以下)
対H27年比	100%	52.1%	80.0%

※自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）、自殺者数は人口動態統計を基に算出

(1) 大船渡市の自殺に関する統計から見た課題

- ア 自殺者を年齢別に見ると、自殺者の7割は60歳以上の高齢者であり、高齢者に対する取組を強化する必要があります。
- イ 自殺者を男女別に見ると、全国や岩手県では約7割が男性ですが、本市においては、男女比がほぼ同じで、全国や岩手県と比較すると自殺者数に占める女性の割合が高くなっており、女性に対する取組が必要となっています。
- ウ 年齢別死因累計を見ると、30歳代及び40歳代において、死者数に占める自殺の割合が高くなっており、働き盛り世代への普及啓発の機会を拡大する必要があります。
- エ 自殺者の中で、「年金・雇用保険等生活者」等の無職者が50%以上を占めており、無職者が抱える悩みへの対応が必要です。
- オ 自殺の原因・動機としては、「健康問題」が一番多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」となっています。
- また、家庭問題が占める割合は、第1期計画策定時と比較すると増加傾向にあり、これらの問題を視野に入れた相談支援体制構築への取組が必要です。
- カ 本市における自殺者の分析結果より、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営（働き盛り世代）」に対して重点的に取り組む必要があります。

(2) 「心の健康に関する市民意識調査」の結果から見た課題

- ア 悩みやストレス等を感じる問題として、「健康の問題」が一番多く、「家庭の問題」、「経済的な問題」、「勤務関係の問題」と続いている状況であり、市民が自身の抱えるストレスや課題に気づき、必要な時には相談ができるような支援体制を整える必要があります。
- イ 30歳代及び40歳代の女性の半数以上が、家庭・健康・経済的な問題の全てがあると回答しており、女性が相談しやすい環境づくりを推進する必要があります。
- ウ ゲートキーパーについて「知っている」、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」と回答した人は21.6%であり、ゲートキーパーに対する市民の認知度を高めることが課題となっています。
- エ 自殺をしたいと考えたことがある人の理由・原因では、「家庭の問題」が一番多く、「経済的な問題」、「恋愛関係の問題」、「健康の問題」、「勤務関係の問題」と続いており、問題解決に向けた相談先の周知が必要となっています。

(3) 第1期計画の取組状況から見た課題

ゲートキーパーを知っている、聞いたことがある人の割合を30.0%にすることを目標としましたが、現状値は21.6%にとどまっています。

また、医療、保健、福祉等の専門職のゲートキーパー養成研修受講者数を150人にすることを目標としましたが、現状値は70人となっています。

これらのことから、ゲートキーパーに関する更なる普及啓発や、市民や相談対応をする関係者への養成研修の機会を増やす取組が必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

自殺総合対策大綱の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを認識し、市民一人ひとりの「生きる」を支えるための取組を包括的に推進するため、第1期計画に引き続き、基本理念を次のとおりとします。

一人ひとりの「生きる」を支える
～誰も自殺に追い込まれることのない大船渡市をめざして～

2 基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として、以下の3項目を挙げています。

本計画においても自殺総合対策大綱の基本認識を踏まえ、自殺対策を推進します。

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- (3) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

3 基本方針

自殺総合対策大綱の基本方針に合わせて、本市における自殺対策の基本方針を以下のように設定します。

(1) 生きることの包括的な支援

世界保健機関(WHO)は、「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言し、自殺は社会の努力で避けることができると認識されています。

個人又は地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回った時に自殺の危険性が高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させ、「生きることの包括的な支援」として推進します。

(2) 関連施策との連携強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因が複雑に関係しています。

このことから、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、精神保健医療福祉を始めとした様々な分野の人々や組織が密接に連携して、施策に取り組む必要があります。

また、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人、孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族などを地域で早期に発見し支援していくため、属性を問わない相談支援等を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施や生活困窮者自立支援制度などの各種施策と連携を図ります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、関係機関等による連携で行う「地域連携のレベル」、法や計画等による「社会制度のレベル」の三つを連動させ、総合的に推進することが重要です。(28 ページの「三階層自殺対策連動モデル：T I Sモデル」参照)

そのため、自殺の危険性が低い段階における普及啓発等の「事前対応」、「自殺発生の危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた場合における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じます。

くわえて、自殺の事前対応の前段階での取組として、学校において、児童生徒等を対象とした「S O S の出し方に関する教育」や、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進します。

(4) 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現状があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、「危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当である」ということが、地域全体の共通認識となるよう積極的な普及啓発が重要です。

身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインにいち早く気づき、精神科医等の専門家につないで、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。

(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺総合対策大綱の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のためには、行政、関係団体、企業及び市民が自殺は社会全体の問題であるという認識を持ち、我が事として自殺対策に取り組んでいくことが必要です。

自殺対策においては、国には「自殺対策を総合的に策定して実施する」責務、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定して実施する」責務があります。

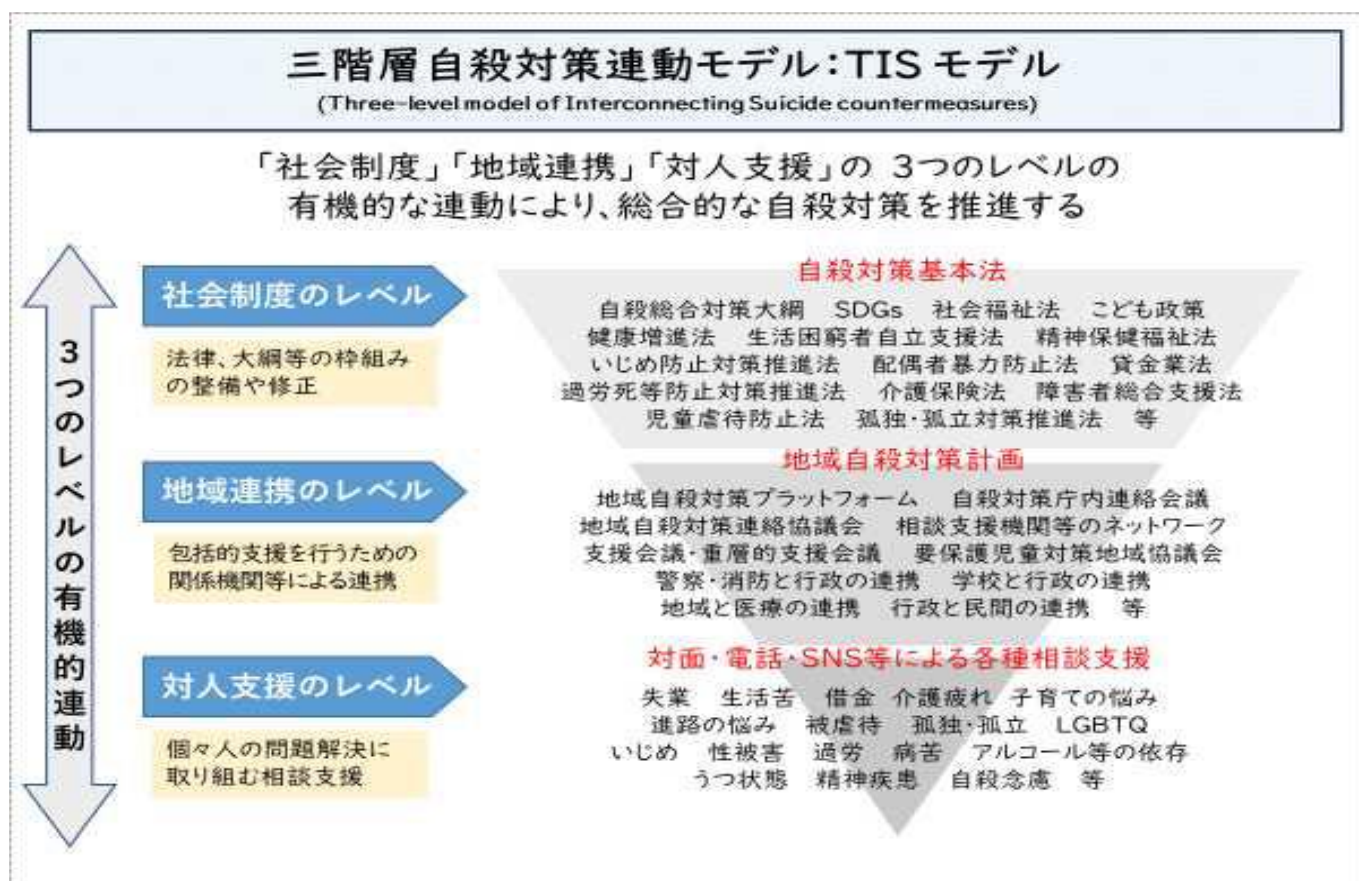
また、関係機関、民間団体及び民間企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、市民には「自殺が社会全体の問題で

あることを認識し、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、情報を共有化することにより、相互の連携・協働の仕組みづくりに努めます。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

自殺者、自殺未遂者、関係する親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮することが重要であることから、市、支援機関、民間団体等の自殺対策関係者は、このことを改めて認識するとともに、市民への周知・啓発に努めます。



資料：いのち支える自殺対策推進センター資料

本市では、「基本施策」、「重点項目（対象）」、「関連事業」の三つにより自殺対策の取組を進め、「生きることの包括的な支援」として推進します。

なお、関連事業の詳細は、「第4章 施策の展開（33ページ以降）」に記載します。

1 基本施策

本市で従前から取り組んできた「包括的な自殺対策プログラム（久慈モデル）」による6項目の基本施策を定めます。

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 一次予防（住民全体へのアプローチ）
- (3) 二次予防（自殺の危険性が高い人へのアプローチ）
- (4) 三次予防（自死遺族へのアプローチ）
- (5) 精神疾患へのアプローチ
- (6) 職域へのアプローチ

2 重点項目(対象)

本市の自殺の実態と自殺総合対策大綱を踏まえ、5項目の重点項目を定めます。

- (1) 高齢者への対策
- (2) 生活困窮者への対策
- (3) 働き盛り世代への対策
- (4) 子ども・若者への対策
- (5) 女性への対策

3 関連事業

本市における既存事業のうち、自殺対策に関連する事業を推進します。

■ 施策体系図

基本理念

一人ひとりの「生きる」を支える
 ～誰も自殺に追い込まれることのない大船渡市をめざして～

基本方針

- 1 生きることの包括的な支援
- 2 関連施策との連携強化
- 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪とした推進
- 5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

基本施策	重点項目(対象)	関連事業
1 地域におけるネットワークの強化 関係機関が自殺対策は地域の課題であるという認識を共有、それぞれが当事者意識を持って自殺対策を推進するための連携を強化	1 高齢者への対策 高齢者の介護予防、相談支援体制の充実、地域における孤立防止、生活支援体制整備と生きがいつくりの推進	
2 一次予防(住民全体へのアプローチ) 心身の健康づくりと自殺予防への普及啓発、人材育成、地域活動や生きがいつくり、生きることへの支援の推進	2 生活困窮者への対策 相談支援体制の充実、生活困窮者自立支援法による事業と連動した包括的な支援の推進	
3 二次予防(自殺の危険性高い人へのアプローチ) 自殺の危険性が高い人の早期発見・早期介入及び相談支援体制の強化	3 働き盛り世代への対策 職域関係機関との連携によるメンタルヘルス対策の推進	
4 三次予防(自死遺族へのアプローチ) 自死遺族への適切な支援の推進	4 子ども・若者への対策 関係機関との連携による相談支援体制の構築、心の健康への普及啓発と自殺の危険性の早期発見、介入の推進	
5 精神疾患へのアプローチ 精神疾患の早期発見、早期介入と継続した支援、及び家族支援の推進	5 女性への対策 妊娠出産、育児、介護等、女性が抱える様々な問題の早期発見、関係機関と連携した相談支援体制の充実	
6 職域へのアプローチ 勤労者のメンタルヘルス不調の予防と早期発見、相談支援体制の推進		

5 SDGsの視点を踏まえた計画の推進

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するため、17の長期的なビジョン（ゴール）と169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成されています。

国の「自殺総合対策大綱」において、「自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての理念も持ち合わせるものである」とされていることから、本計画においても、SDGsのゴールとの関連を意識し、本計画の推進がSDGsにおけるゴールの達成に資するものとして位置付けます。



< 自殺対策に関連する目標 >



6

計画の目標

自殺対策基本法に示されているように、自殺対策を通じて目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。

国では、自殺総合対策大綱において、令和8年までに厚生労働省「人口動態統計」に基づく自殺死亡率を平成27年の18.5から30%以上減少させ、13.0以下にすることを目標としています。

また、岩手県では、令和10年までに自殺死亡率を平成29年の21.0から31.4%以上減少させ、14.4以下にすることを目標としています。

本市においては、国と同様に自殺死亡率の30%減少を目標とし、平成27年の自殺死亡率23.6（自殺者数9人）を令和10年までに16.5（自殺者数6人）以下とすることを目指します。

なお、自殺死亡率は、母数となる人口が少ないほど自殺者の増減による変動が大きいことから、全国及び岩手県と比較して人口規模が小さい本市では、5か年の平均値を評価における実績値とします。

■大船渡市の目標

		第2期計画(本計画)	第1期計画
基準年	平成27年	令和6年～令和10年 (5か年平均)	令和元年～令和5年 (5か年平均)
自殺死亡率 (実人数)	23.6 (9人)	16.5以下 (6人以下)	18.9以下 (7人以下)
対H27年比	100%	70.0%	80.0%

※人口動態統計に基づいた数値

■国の目標(参考)

		自殺総合対策大綱
基準年	平成27年	令和8年
自殺死亡率	18.5	13.0以下
対H27年比	100%	70.0%

■岩手県の目標(参考)

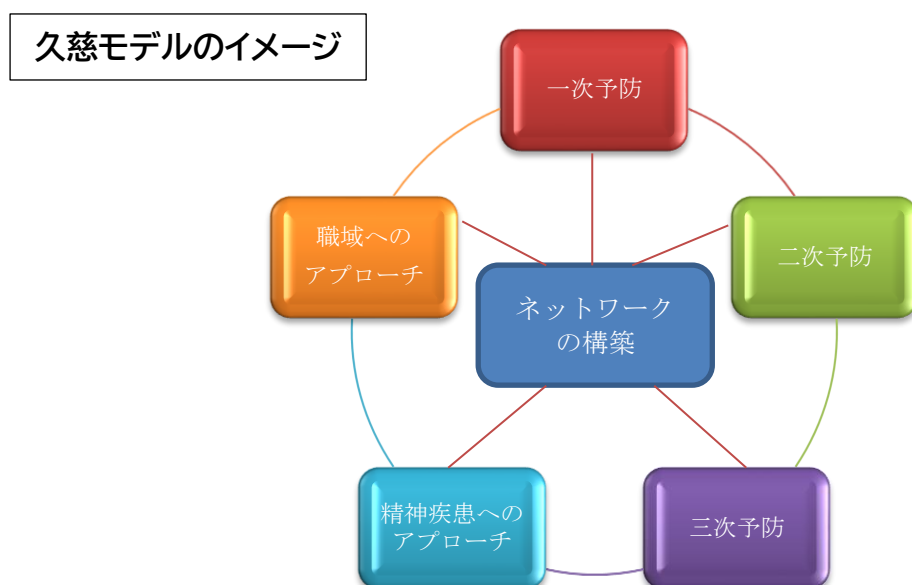
		次期計画	現行計画
基準年	平成29年	令和10年	令和5年
自殺死亡率 (実人数)	21.0 (262人)	14.4以下 (169人以下)	15.0以下 (178人以下)
対H27年比	100%	68.6%	71.4%

第4章 施策の展開

1 「久慈モデル」に基づいた取組

平成13年から久慈地域において、岩手医科大学を中心に地域全体で取り組んできた包括的な自殺対策プログラムは、「久慈モデル」と称されており、岩手県ではこのプログラムを県内全域に波及させることを目標として、積極的に推進しています。

本市では、平成22年度から「久慈モデル」に取り組んでおり、第1期計画においても、久慈モデルの六つの骨子を基本施策として位置づけ取り組んできたことから、本計画においても継続して取り組むこととします。



※ 「久慈モデル」とは、県内の多くの自治体が入り込んでいる自殺対策プログラムであり、①ネットワークの構築、②一次予防（住民全体へのアプローチ）、③二次予防（自殺の危険性が高い人へのアプローチ）、④三次予防（自死遺族へのアプローチ）、⑤精神疾患へのアプローチ、⑥職域へのアプローチを骨子とする、地域包括的な取組のことを指します。

■「久慈モデル」の内容

6つの骨子	目的	方法
1 ネットワークの構築	① 自殺対策は地域の課題であるという認識を地域で共有し、関係機関の協力体制を形成する。 ② 当事者意識を持って自殺対策に主体的に取り組む地域の体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署・機関等のネットワーク会議の設置・開催 ・こころの健康づくり・自殺対策連絡会の設置・開催
2 一次予防 (住民全体へのアプローチ)	① 孤立防止や生きがいを促進し、自主的な健康増進を目指す地域づくり活動を行う。 ② 自殺対策や精神保健に対する正しい知識の普及啓発に努め、地域住民がストレスに対して積極的に対処できる方法を学習する機会を設ける。 ③ 自殺や精神疾患に対する偏見を軽減し、各自が抱える問題について積極的に話し合う場を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、研修会、出前講座等の開催 ・市広報紙・ホームページ、パンフレット等による普及啓発 ・ゲートキーパーの養成 ・傾聴ボランティアの養成・育成支援 ・住民の居場所、サロンづくり ・地域のキーパーソン向け研修会 ・自殺予防月間等でのキャンペーンの実施
3 二次予防 (自殺の危険性が高い人へのアプローチ)	① 心の健康づくり・自殺対策連絡会の参加者など自殺対策の第一線で働く担当者が、精神疾患や希死念慮を有する自殺の危険性の高い人を早期に発見し、適切な介入を行えるようにする。 ② 精神疾患や身体疾患のために受診中の患者に対して適切な支援を行えるようにする。 ③ スクリーニング活動を通して、自殺対策に関する普及啓発活動を活発化させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・自己チェックの普及啓発 ・自殺の危険性が高い人のスクリーニング ・自殺の危険性が高い人への受診勧奨、保健師等の相談対応、地域での見守り ・地域での支援体制の構築と関係機関の連携による支援
4 三次予防 (自死遺族へのアプローチ)	自死遺族が近親者の自殺を自らの責任であるかのように捉え、隣人や地域との交流を閉ざして、孤立したり、苦しむことがないように配慮し、適切なケアを提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・自死遺族への相談対応 ・自死遺族会等の紹介
5 精神疾患へのアプローチ	自殺者の9割以上が自殺直前に何らかの精神疾患を患っていることから、統合失調症、アルコール依存症、うつ病等の自殺の危険性が高い疾患の早期発見及び早期介入と、本人や家族に対して関係機関で継続した支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、訪問指導 ・受診勧奨(医療連携) ・家族支援 ・社会資源の把握・連携 ・地域での支援 ・ケース検討会 ・当事者会、デイケア等の当事者支援
6 職域へのアプローチ	勤労者及び無職者・離職者のメンタルヘルスの不調を予防し、早期発見・早期治療へつなげ自殺を予防する。	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者相談窓口の周知 ・勤労者のメンタルヘルスに関する普及啓発 ・関係機関との連携による無職者・離職者、障害者への相談支援

2 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があります。

自殺対策の推進には、庁内関係課や地域の関係機関と課題を共有し、医療、保健、福祉、教育、産業、労働など関連する分野での連携が重要であることから、地域のネットワーク強化に取り組みます。

(1) 主な取組（「No.欄」の数字は、42 ページ以降の「関連事業」のNo.を表しています。）

重点項目 (対象)	事業名等	No.	担当機関
全体	大船渡市心の健康づくり推進連絡会	2	地域福祉課
	気仙地域自殺対策推進連絡会議	87	大船渡保健所
高齢者	地域ケア会議推進事業	5	地域包括ケア推進室
	高齢者等見守り支援連携会議	6	
生活困窮	大船渡市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議	99	大船渡市社会福祉協議会
子ども・若者	大船渡市要保護児童対策地域協議会	4	子ども課

(2) 評価指標

指標の内容	現状値	目標値
心の健康づくり推進連絡会の開催数	2回/年	2回/年
自殺対策計画策定ワーキンググループ会議の開催数	1回/年	1回/年

基本施策2 一次予防(住民全体へのアプローチ)

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。

また、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組と、「生きることの促進要因」を増やす取組の双方により推進することが必要です。

本市における自殺の原因・動機としては、「健康問題」が一番多いことから、「心身の健康づくりと自殺予防への普及啓発」を始め、地域の様々な活動と連携しながら、「人材育成」、「地域交流・地域活動・生きがいつくりの支援」、「生きることへの支援」について取り組みます。

(1) 主な取組(「No.欄」の数字は、42 ページ以降の「関連事業」のNo.を表しています。)

重点項目 (対象)	事業名等	No.	担当機関
全体	心の健康・自殺予防に関する講演会等の開催	30	地域福祉課
	ゲートキーパー養成研修	32	
	被災者支援事業	107	大船渡地域こころのケアセンター
高齢者	介護予防普及啓発事業	44	地域包括ケア推進室
	認知症総合支援事業	46	
生活困窮	被保護者への就労相談・就労支援	34	地域福祉課
	生活福祉資金貸付事業・たすけあい金庫貸付事業	106	大船渡市社会福祉協議会
働き盛り	労働者の心身の健康に関する普及啓発	60	商工課
	事業所におけるこころの健康出前講座	93	大船渡保健所
子ども・若者	地域子育て支援センター事業	35	子ども課
	児童生徒の心のサポート事業	65	学校教育課
女性(母子)	母子健康手帳の交付、妊婦相談・保健指導	58	子育て世代包括支援センター

(2) 評価指標

指標の内容	現状値	目標値
市民に対する、心の健康づくりや自殺予防に関する講演会や講座等の実施回数	10回/年	10回/年
自殺対策に関する啓発物を見たことがない人の割合(心の健康に関する市民意識調査)	21.2%	15%以下
ゲートキーパーを知っている、聞いたことがある人の割合(心の健康に関する市民意識調査)	21.6%	30%以上
医療、保健、福祉等の専門職のゲートキーパー養成研修受講者数(第1期計画目標設定時からの延人数)	70人	200人
市民のゲートキーパー養成研修受講者数(第1期計画目標設定時からの延人数)	478人	1,000人

基本施策3 二次予防(自殺の危険性が高い人へのアプローチ)

自殺の危険性が高い人を早期に発見し、適切な支援を行うためには、相談対応やうつスクリーニングの実施、地域の見守り支援関係者との情報共有、医療機関を始めとする関係機関との連携体制の構築が必要となります。

市民が相談しやすい環境づくり、個人のセルフチェックへの普及啓発、地域の見守り体制の推進に取り組み、自殺の背景となる問題の解決に向け、関係機関と連携し支援体制を強化します。

(1) 主な取組(「No.欄」の数字は、42ページ以降の「関連事業」のNo.を表しています。)

重点項目 (対象)	事業名等	No.	担当機関
全体	保健師による心の健康に関する相談支援	71	地域福祉課
高齢者	老人保護措置事業	79	長寿社会課
	総合相談事業	81	地域包括ケア推進室
生活困窮	消費者保護対策事業	23	市民環境課
	要保護者への相談対応	74	地域福祉課
子ども・若者	緊急スクールカウンセラー等派遣事業	66	学校教育課
	子ども家庭支援員事業	77	子ども課
女性(母子)	産前・産後サポート事業	70	子育て世代包括支援センター
	困難な問題を抱える女性相談支援事業	78	子ども課

(2) 評価指標

指標の内容	現状値	目標値
相談先情報を掲載したリーフレットを配布した団体・関係機関数 (第1期計画目標設定時からの実数)	122 か所	150 か所

基本施策4 三次予防(自死遺族へのアプローチ)

大切な人を失った悲しみや周囲の偏見等により、苦しみや孤立感を抱える自死遺族に対し、相談機関や交流会等の支援情報を周知するなど、岩手県自殺対策推進センターを始めとした関係機関と連携して支援に取り組みます。

また、自死遺族に対する地域の理解が得られるよう、市民への普及啓発に取り組みます。

(1) 主な取組(「No.欄」の数字は、42ページ以降の「関連事業」のNo.を表しています。)

重点項目 (対象)	事業名等	No.	担当機関
全体	自死遺族への支援	85	地域福祉課
	こころの健康相談	98	大船渡保健所

(2) 評価指標

指標の内容	現状値	目標値
市広報紙、市ホームページ等による、自死遺族への情報周知回数	1回/年	2回/年

基本施策5 精神疾患へのアプローチ

自殺者の多くが、自殺直前に何らかの精神疾患を患っている場合が多いことから、統合失調症、アルコール依存症、うつ病等の自殺の危険性が高い状態の早期発見と早期介入が必要です。

また、精神疾患は長期化・慢性化することが多いため、医療機関や支援機関等との連携を図り、本人や家族に対して継続した支援を行います。

(1) 主な取組(「No.欄」の数字は、42ページ以降の「関連事業」のNo.を表しています。)

重点項目 (対象)	事業名等	No.	担当機関
全体	保健師による心の健康に関する相談支援	71	地域福祉課

(2) 評価指標

指標の内容	現状値	目標値
市広報紙、市ホームページ等による、精神疾患に関する相談窓口や集まり等の周知回数	12回/年	12回/年

基本施策6 職域へのアプローチ

本市では、30歳代及び40歳代の働き盛り世代において、死因に占める自殺の割合が高くなっていることから、地域の職域関係機関と情報を共有しながら、労働者の心身の健康への意識を高め、職場内で心の問題に早期に気付き、支援体制が構築できるよう保健所を始めとした職域関係機関と連携して取り組みます。

(1) 主な取組（「No.欄」の数字は、42ページ以降の「関連事業」のNo.を表しています。）

重点項目 (対象)	事業名等	No.	担当機関
生活困窮	被保護者への就労相談・就労支援	34	地域福祉課
働き盛り	育児・介護休業制度に関する被雇用者の理解促進	86	男女共同参画室
	事業所におけるこころの健康出前講座	93	大船渡保健所
子ども・若者	女性等（若年者）就業相談員の設置	62	商工課
女性(母子)	女性等（若年者）就業相談員の設置	62	商工課

(2) 評価指標

指標の内容	現状値	目標値
市広報紙、市ホームページ等による、勤労者のメンタルヘルスに関する相談窓口の普及・啓発の回数	3回／年	3回／年
支援関係者の心の健康に関する研修会の開催回数	1回／年	1回／年

3 重点項目（対象）

いのち支える自殺対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル 2022」による本市の重点パッケージ（高齢者、生活困窮者、勤務・経営）と、本市における自殺の現状と課題を踏まえ、5項目の対象群を重点項目として取り組みます。

なお、第1期計画で重点施策としていた「被災者への対策」については、現状として被災者に特化した市独自の事業は行っておらず、その他の対象に包含して対策に取り組んでいることから、本計画では重点項目から除外し、新たに「女性への対策」を追加しました。

重点項目1 高齢者への対策

(1) 現状と課題

本市における平成30年から令和4年までの5年間の自殺者のうち、60歳以上の自殺者数の割合は、70.9%であり、全国の38.8%、岩手県の48.2%を上回っています。

本市の高齢化率は年々上昇しており、加齢に伴う心身の機能低下や健康問題、社会的役割の喪失、経済的不安や孤独感を抱えやすい状況となっていることから、うつ状態や認知症等の自殺の危険要因の増加も懸念されます。

このことから、介護予防の取組に加え、地域による見守り、支援体制の推進、居場所づくり等、関係機関と連携した支援が重要となります。

(2) 取組方針

介護保険事業や健康づくり推進事業と連携し、高齢者の対する介護予防の取組と相談支援体制を充実させるとともに、地域における自主的な介護予防活動の推進、生活支援体制の整備、サロン活動への支援等に取り組みます。

重点項目2 生活困窮者への対策

(1) 現状と課題

本市における平成29年から令和3年の5年間の自殺者のうち、無職者の自殺者割合は、56.7%であり、全国や岩手県の割合を上回っています。

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、健康問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、地域からも孤立する傾向があり、自殺の危険性が高いと考えられることから、包括的な「生きる支援」に取り組む必要があります。

(2) 取組方針

市を始め、関係機関等での窓口対応や相談対応の際に、生活困窮の問題を抱える人に気付き、必要な支援につなげる環境を整えるとともに、生活困窮者自立支援事業等と連動しながら、それぞれの問題解決に向けて支援します。

重点項目3 働き盛り世代への対策

(1) 現状と課題

本市においては、30歳代及び40歳代の働き盛り世代において、死因に占める自殺の割合が高くなっています。

また、市民意識調査では、「勤務関係の問題」による悩みやストレス等を感じる割合は27.9%、自殺したいと考えたことがある人の理由・原因で「勤務関係の問題」を挙げた人の割合は38.2%でした。

特に30歳代においては、男女共に6割の人が勤務関係の問題を抱えており、職域でのストレスチェックや心の健康についての普及啓発が必要となっています。

(2) 取組方針

保健所と連携し、職域の関係機関と情報共有を図りながら、ストレスチェックや心の健康についての普及啓発を行うとともに、職場のメンタルヘルス対策を推進し、併せて支援関係者のメンタルヘルスケアにも取り組みます。

重点項目4 子ども・若者への対策

(1) 現状と課題

新たな自殺総合対策大綱には、「子ども・若者の自殺対策を更に推進、強化する」ことが明記されているとおり、全国的には小中高生の自殺者が増加しています。

本市においては、平成30年から令和4年の5年間において、30歳未満の自殺者はありませんでしたが、児童生徒の心の問題に関する教育機関からの相談は増加傾向にあることから、子ども・若者が命の大切さやストレスへの対処方法、SOSの出し方を学ぶ機会を拡大する取組が必要です。

(2) 取組方針

教育現場や教育関係機関と連携し、児童生徒の自殺の危険性の早期発見と相談支援体制の構築、若年層への普及啓発、ゲートキーパー養成研修等に取り組みます。

重点項目5 女性への対策

(1) 現状と課題

新たな自殺総合対策大綱では、「女性の自殺対策を更に推進する」という重点施策が追加されました。

本市では、全国平均や岩手県と比較して、自殺者数に占める女性の割合が高い傾向にあり、市民意識調査では、30歳代及び40歳代の女性の半数以上が、家庭・健康・経済的な問題の全てがあると回答してします。

また、勤務関係の問題を抱える女性の割合も高いことから、関係機関と連携した相談支援の充実が必要となります。

(2) 取組方針

妊娠出産、子育てに関する様々な悩みに対応できる一体的相談支援体制を構築し、関係機関との連携により、妊産婦の抑うつ傾向等の早期発見と対応、育児等の支援体制の強化を図ります。また、母子家庭やDV等の相談窓口の周知、働く女性への相談対応について取り組みます。

4 関連事業

自殺対策では、「生きることの阻害要因（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）」を増やす取組を行い、自殺の危険性を低下させることが必要です。

本市における自殺対策と関連が深い様々な取組を、基本施策（重点項目）として以下のとおり推進します。

■関連事業一覧

No.	基本施策						重点項目（対象）						自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4	5				
	ネットワーク	一次予防	二次予防	三次予防	精神疾患	職域	全体	高齢者	生活困窮	働き盛り	子ども・若者	女性				
1	○						○						大船渡市自殺対策計画策定ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策計画の策定、及び計画の推進、評価等について必要な事項を検討する。 年度毎に計画の推進状況の確認及び評価、施策事業の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の横断的な組織体制を築き、全庁的に取り組む。 	
2	○						○						大船渡市中心の健康づくり推進連絡会	自殺対策計画の策定及び関連事業の推進、地域サポート体制の構築、関係機関の連携等に関する協議を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ▼自殺対策計画に関する協議や計画の進捗状況の確認等により、自殺対策を総合的に推進する。 ▼関係機関と連携し、地域における自殺対策の充実、拡大に取り組む。 	地域福祉課
3	○	○	○				○						大船渡市民生児童委員協議会運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内8つの地区民生児童委員協議会により組織される、大船渡市民生児童委員協議会活動の運営費助成や活動の支援を行う。 民生児童委員は、定例会や各種研修会に参加し、地域における相談・支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼民生児童委員が地域での見守り、相談支援を行う中で、自殺の危険性がある市民に気付き、関係機関と連携し必要な支援につなぐ。 ▼心の健康や自殺予防に関する研修会により、民生児童委員の人材育成を行う。 	
4	○		○								○		大船渡市要保護児童対策地域協議会	地域における関係者とのネットワークを構築し、様々な問題を抱えた児童の保護や適切な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ▼関係機関と連携し、児童が心身ともに安心して生活できる環境を整え、問題の早期発見・早期対応に取り組む。 	子ども課
5	○		○				○						地域ケア会議推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 多職種協働によりケース検討を行う。 ケアマネジメント支援、ネットワークの構築、地域課題等の把握等により、資源開発や地域づくりにつなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼高齢者等が抱える課題の解決に向け、関係職種で検討し、自立して生活できるための支援につなげる。 	地域包括ケア推進室
6	○						○						高齢者等見守り支援連携会議	被災者支援の見守りを高齢者等の見守りに拡充し、事業の強化や復興支援員制度の終了を見据えた体制整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ▼地域での見守り体制を継承し、課題を抱えた対象者の状況を関係機関で共有し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 	
7	○										○		教育委員会の会議と運営事業	教育委員会の会議と運営に関する事業。	<ul style="list-style-type: none"> ▼教育現場でのメンタルヘルスの問題を共有し、自殺予防に関して関係機関が連携した取組を行う。 	教育総務課

No.	基本施策						重点項目（対象）					自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）	
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4					5
	ネットワーク	一次予防	二次予防	三次予防	精神疾患	職域	全体	高齢者	生活困窮	働き盛り	子ども・若者	女性				
8		○					○						広報おおふなと発行事業	「広報おおふなと」を発行し、市民に行政情報を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ▼メンタルヘルスに関する情報を掲載し、心の健康と自殺予防についての普及啓発を行う。 ▼各種相談窓口や研修会、相談会、交流会等について掲載し、市民の心身の健康づくりと介護予防、自殺予防の取組につなげる。 ▼市民生活に関する各種情報を掲載し、生きることの支援につなげる。 	秘書広報課
9		○				○				○			職員研修事業	職員に必要な専門知識、法令知識、実務などを習得するための研修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ▼職員へのゲートキーパー養成研修や、ハラスメント等のメンタルヘルス関係の研修により、自身の心の健康管理と、周囲の人の心の不調に気付く視点を学ぶ。 	総務課
10		○						○					各種徴収事務	市税、保育料、受益者負担金、加入負担金、簡易水道料金、水道料金、学校給食費等の徴収事務を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ▼徴収事務を行う中で、対象者が抱えている生活困窮等の様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務課 ・子ども課 ・下水道事業所 ・簡易水道事業所 ・水道事業所 ・北部学校給食センター
																他 関係課
11		○					○						窓口業務事務	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票等の交付、印鑑証明の発行、各種申請受付等 ・各種給付・支援・助成業務等 	<ul style="list-style-type: none"> ▼窓口業務の際に、対象者が抱えている様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼窓口に相談先一覧等を配置し、市民が必要とする支援を受けられるよう情報提供を行う。 	窓口対応課
12		○					○						協働推進事業	女性や若年層を含む多様な層の住民が、地区計画の策定及び地区運営組織の意思決定機関である総会などに参画することを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ▼地区計画の策定及び運営組織形成過程に幅広い層の住民が参画することにより、誰もが安心して生きられる社会の実現を図る。 	市民協働課
13		○									○		青少年健全育成推進事業	各種団体と連携し、少年の主張大会の運営に参画するほか、各種イベント等の情報提供、参加者取りまとめ等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ▼青少年の健全育成について各種団体と連携し、そのネットワークを自殺予防に生かす。 	生涯学習課
14		○									○		地域学校協働本部事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード、地域コーディネーター、地域ボランティアの配置、それに伴う事務と、配置校との連絡調整を行う。 ・事業評価のための学校支援活動運営委員会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼市内各小中学校のスクールガード、地域コーディネーター及び地域ボランティアが児童生徒・保護者と接する際に、対象者が抱えている様々な問題に気付く視点を持ち、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 	生涯学習課

No.	基本施策						重点項目（対象）					自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）	
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4					5
	ネットワーク	一次予防	二次予防	三次予防	精神疾患	職域	全体	高齢者	生活困窮	働き盛り	子ども・若者					女性
15		○									○		二十歳のつどい開催事業 (若年層への普及啓発事業)	<ul style="list-style-type: none"> 次代を担う青年の二十歳という節目を祝うつどいを開催する。 対象者に、心の健康に関するパンフレットと相談窓口一覧を配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層への自殺対策を強化する取組として、心の健康を意識する機会をつくる。 	生涯学習課 (地域福祉課)
16		○				○							地区連携講座開催事業	<ul style="list-style-type: none"> 生きがいセミナー開催事業：60歳以上の高齢者を対象に、積極的な社会参加ができるよう多様な学習機会を提供する。 地区連携講座開催事業：地区公民館と連携し、生活に役立つ知識や文化・教養、地域課題等に関する多様な学習機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な学習の機会に、メンタルヘルスに関するチラシ等を配布し、参加者自身や周囲の人の心の健康を意識する機会とする。 学習の場をつくることで、人と交流し、地域での孤立防止や生きがいくりの機会とする。 	中央公民館
17		○									○		青少年体験学習事業	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生を対象に、学校や家庭では得難い体験活動の機会を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生に体験学習の機会提供し、学校や家庭での孤立を予防する。 	
18		○				○							男女共同参画市民意識啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する意識啓発や講座等を実施する。 市広報紙にDV等被害の相談先や関連記事を掲載する。 市ホームページにおける情報発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する啓発イベントや講座等に、自殺予防に関する視点を取り入れる。 自殺の危険性が高いDV被害者等が相談支援につながるための情報提供を行う。 	
19		○				○							男女共同参画推進サポーター育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域における男女共同参画に向けた機運の醸成と、活動の促進を図るための推進リーダーとなる人材を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民が性別に関わらず、誰もが偏見や差別を受けることなく、生きやすい社会を目指す取組に関心を持ち、地域の取組に広げていく。 DV被害等の相談窓口の周知・街頭啓発や、講演会の開催等を支援し、自殺予防につなげる。 	男女共同参画室
20		○				○							性的少数者に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 性的少数者やその関係者が、適切な相談や支援を受けられるよう、人権擁護委員による人権相談等、国や県が設置する専用窓口を周知する。 啓発パネルの展示等、啓発活動を実施する。 パートナーシップ制度の導入について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の偏見や声を上げにくい環境においては、性的少数者の自殺リスクが高くなることから、孤立を解消し、生きやすい社会の実現につなげる。 必要に応じて適切な相談機関につなぐ。 	
21		○	○					○					消費者保護対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 市から信用生協へ貸付資金を預託し、消費者救済資金、生活再建資金の貸付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談業務等により、対象者が抱えている様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 経済問題を始め、自殺の危険性が伴う様々な問題について、専門的支援につなげる。 	市民環境課

No.	基本施策						重点項目（対象）						自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4	5				
	ネットワーク	一次予防	二次予防	三次予防	精神疾患	職域	全体	高齢者	生活困窮	働き盛り	子ども・若者	女性				
22		○	○			○							市民相談室事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民の各種相談に対応し、問題解決のための適切な助言、関係機関への紹介をする。 毎月特別相談日を設け、法律、登記、社会保険、税務、人権、行政等の専門的な相談に、有資格者の特別相談員が対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談業務等により、対象者が抱えている様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 経済問題を始め、自殺の危険性が伴う様々な問題について、専門的支援につなげる。 	市民環境課
23		○	○			○							消費生活センター事業	市民の消費生活トラブルの防止、被害回復、消費者教育等を行うため消費生活センターを設置し、相談業務及び消費者啓発業務を行う。		
24		○				○							各種医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 重度心身障害者・子ども・妊産婦・ひとり親家庭・寡婦等の医療費の助成を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口対応の際に、対象者が抱えている様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 窓口相談先一覧等を配置し、市民が必要とする支援を受けられるよう情報提供を行う。 	国保医療課
25		○				○							心の健康・自殺予防に関する普及啓発	自殺予防週間・自殺防止月間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に普及啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 市民が心の健康と自殺予防について関心を持ち、地域ぐるみで自殺予防に取り組むことを推進する。 	地域福祉課
26		○				○							各種相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙や市ホームページ、リーフレット、チラシ、カード等により各種相談窓口を周知する。 心の健康 高齢者 健康づくり 妊娠、子育て等 教育 <p style="text-align: center;">他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民が悩みを抱え込まず、適切な相談機関につながり、必要な支援を受けることができる環境を整える。 各種問題への早期対応につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉課 子ども課 地域包括ケア推進室 健康推進課 子育て世代包括支援センター 学校教育課 <p style="text-align: center;">他 関係課</p>
27		○	○		○	○							自立支援医療給付事業（精神通院医療）	精神疾患により通院医療を受ける人の医療費負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> 精神科通院医療費を軽減し、経済的負担を支援する。 申請受付業務の際に、対象者が抱えている様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 	地域福祉課
28		○	○		○	○							精神障害者保健福祉手帳交付対応	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人に手帳を交付する。 手帳の保持により、税金等の控除、減免、各種割引等の優遇措置がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害を持つ生きづらさを支援する。 申請受付業務の際に、対象者が抱えている様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 	地域福祉課

No.	基本施策						重点項目（対象）						自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4	5				
	ネットワーク	一次予防	二次予防	三次予防	精神疾患	職域	全体	高齢者	生活困窮	働き盛り	子ども・若者	女性				
29		○	○		○	○							権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護等の支援が必要な高齢者や障害者等に、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用促進を図り、ニーズに即した適正なサービスや関係機関につなぐ等の支援を行う。 高齢者虐待への対応や消費者被害の防止を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携により、権利擁護等の支援が必要な対象者が抱える様々な問題やニーズに対応し、地域での生活を支援する。 高齢者虐待のケースは、家族が介護負担を抱えていることが多く自殺の要因になり得ることから、早期に対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉課 地域包括ケア推進室
30		○		○	○	○							心の健康・自殺予防に関する講演会等の開催	<p>こころのフォーラム、こころの出前講座、ひきこもり研修会等、心の健康や精神疾患、自殺予防に関する研修会や出前講座等を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民が心の健康と自殺予防について関心を持ち、地域ぐるみで自殺予防に取り組むことを推進する。 	
31		○			○						○		支援関係者の心の健康に関する研修会	<p>医療、福祉、介護、見守り等の相談支援関係者のセルフケアと、支援者をケアする職場環境づくり等についての研修会を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支援に苦慮するケースが増加していることから、支援者のメンタルヘルスをサポートし、関係機関の協体制度を強化する。 	
32		○				○	○						ゲートキーパー養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 市民や市職員、支援関係者等が自身の心の健康と自殺予防、ゲートキーパーの役割について学ぶ研修を行う。 研修を希望する中学校での授業や、地域での出前講座としても実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民が心の健康と自殺予防について関心を持ち、ゲートキーパーの役割を理解し、地域ぐるみで自殺予防に取り組む。 	地域福祉課
33		○	○								○		生活保護の実施	<ul style="list-style-type: none"> 個々の被保護者の課題を解決するため援助方針を策定し、必要な保護を実施する。 医療・介護等の関係機関と連携し、必要なサービスの利用を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自殺の危険性が疑われる場合にはその旨を援助方針に盛り込み、保健師や医療機関と連携し必要な保護を実施する。 	
34		○				○					○	○	被保護者への就労相談・就労支援	<p>稼働能力のある被保護者に、就労支援員が相談支援を実施し、自立の助長を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動を行っても雇用に結びつかない被保護者に対し、自尊感情が失われないよう、ボランティアや就労体験の場を提供し、精神面でも支援を行う。 	
35		○										○	地域子育て支援センター事業	<p>子育て親子の交流の促進と、子育てに関する各種相談や援助、また、地域の子育てに関する情報発信を行う、地域子育て支援拠点事業を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親の孤独感や不安感の解消のため、地域に親子の交流や相談の場を設け、子育ての孤立化を予防する。 相談や交流の際に、利用者の様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 	子ども課

No.	基本施策						重点項目（対象）					自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）		
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4					5	
	ネットワーク	一次予防	二次予防	三次予防	精神疾患	職域	全体	高齢者	生活困窮	働き盛り	子ども・若者					女性	
36		○										○	児童扶養手当給付事業	両親の離婚、死亡等により、ひとり親となった家庭等に、一定の所得の範囲内で児童扶養手当を支給する。	▼申請受付業務の際に、対象者が抱えている様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。		
37		○										○	○	母子家庭等自立支援給付金事務	・母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金を支給する。 ・市が指定する資格（看護師、介護福祉士、保育士等）を取得するための教育訓練を受けた場合に、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給する。	▼窓口相談先一覧等を配置し、市民が必要とする支援を受けられるよう情報提供を行う。	子ども課
38		○										○		子育て支援サイト「つばきっず」	子育てに関する各種情報を提供するポータルサイト「つばきっず」を運営する。	▼妊婦や子育て中の保護者が必要とする情報を提供し、子育てへの不安解消と孤立化を防ぐ環境づくりを図る。	
39		○										○	○	ファミリー・サポート・センター事業（大船渡市社会福祉協議会への委託事業）	児童の預かりの援助を受けたい人と、当該援助を行いたい人との相互援助の調整を行う。	▼子育て中の保護者が必要とするサポートを行い、孤立化を防ぐことで、安心できる子育て環境を整える。 ▼利用者が抱えている様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	
40		○						○						支えあいまちづくり事業（大船渡市社会福祉協議会への委託事業）	・各種相談等による介護・福祉ニーズの把握 ・住民同士のささえあい活動をするためのマップ作成への支援 ・一人暮らし高齢者を訪問する見守り活動 ・居場所づくりのためのふれあいサロン活動	▼一人暮らし高齢者や生活に困っている人などの状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。 ▼地域ぐるみで気かけ合い、支え合う住民意識を高める。	長寿社会課
41		○						○						生活支援体制整備事業	・地域包括ケア推進本部会議、市地域助け合い協議会、地域助け合い創出研究会、生活支援コーディネーター等情報連絡会を開催する。 ・地区版地域助け合い協議会への業務委託を行う。	▼生活支援の体制整備や介護予防に取り組み、高齢者が安心して生活できる地域づくりを進める。 ▼地域での住民同士の見守り支援、生活支援により、孤立防止や問題を抱えた人の早期発見につなげる。	地域包括ケア推進室
42		○						○						高齢者の健康づくりや介護予防等についての情報発信	サロン通信「かよいのば」の発行や、市ホームページ・LINE・YouTubeを活用し、高齢者の健康づくりについての情報を発信する。	▼高齢者の心身の健康増進は自殺予防につながることから、市民の主体的な介護予防活動や生きがいづくりを支援する。	

No.	基本施策						重点項目（対象）					自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）	
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4					5
	ネットワーク	一次予防	二次予防	三次予防	精神疾患	職域	全体	高齢者	生活困窮	働き盛り	子ども・若者					女性
43		○						○					介護予防把握事業	家庭訪問により、支援を要する高齢者を早期に把握し、介護予防活動や相談対応等、必要な支援につなげる。	▼高齢者が安心して生活できるよう、支援が必要な高齢者を早期に発見し、適切なサービスや制度につなげる。	
44		○						○					介護予防普及啓発事業（「体力づくり講座」は市内 NPO 法人に委託）	<ul style="list-style-type: none"> 委託で実施している「体力づくり講座」の他、「いきいき百歳体操普及事業」や各種介護予防教室を開催する。 65歳で初めて介護保険証を発行される対象者に対して、健康づくり及び介護予防についての情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▼市民の主体的な介護予防活動を支援し、心身の機能低下によるひきこもりや抑うつ状態を予防する。 ▼要介護状態になっても、生きがいや役割を持って生活できる地域環境づくりを支援する。 	
45		○						○					地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防ボランティア養成講座 サロン等への講師派遣事業 高齢者交流サロン運営事業 	▼人と人とのつながりにより孤立化を防止し、地域での見守り体制を推進する。	
46		○		○				○					認知症総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する普及啓発 認知症サポーター養成講座 認知症講演会 認知症初期集中支援チーム 気仙地区高齢者等 SOS ネットワークシステム登録支援 高齢者等見守り情報共有システム推進事業(どこシル伝言板) 高齢者の「店内サロン」・「買い物サポート」事業 チームオレンジ整備事業 認知症カフェ運営事業 	▼認知症になっても安心して生活ができるよう、地域で認知症の人やその家族を見守り、支えていく体制づくりを推進する。	地域包括ケア推進室
47		○						○					フレイル予防教室	市内において、比較的介護認定率の高い地域等に出向き、介護予防について気軽に相談が行える場を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ▼市民の主体的な介護予防活動を支援し、心身の機能低下によるひきこもりや抑うつ状態を予防する。 ▼相談対応の際、必要時には適切な機関やサービスにつなぐ。 	
48		○						○					健康づくりに関する普及啓発	健康情報誌の発行、市広報紙、歯のかわら版等で健康づくりの情報発信と相談窓口の周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ▼自殺の原因・動機の中で健康問題の占める割合が高いことから、市民の健康づくりへの取組を推進する。 ▼相談先を周知し、健康問題への早期対応につなげる。 	健康推進課
49		○	○					○					保健師、栄養士等による健康相談・訪問指導	保健師、栄養士等が市民の相談に個別に対応し、健康問題の解決に向けた支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ▼自殺の原因・動機の中で健康問題の占める割合が高いことから、健康状態の改善に向けて早期に対応する。 ▼必要に応じて適切な支援先につなぐ。 	健康推進課

No.	基本施策						重点項目（対象）					自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）	
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4					5
	ネットワーク	一次予防	二次予防	三次予防	精神疾患	職域	全体	高齢者	生活困窮	働き盛り	子ども・若者	女性				
50		○					○						健康教育事業	生活習慣病の予防と、健康に関する正しい知識の普及を図る講演会・座談会等の開催、個別の健康教育を実施する。	▼自殺の原因・動機の中で健康問題の占める割合が高いことから、健康教育にメンタルヘルスを取り入れ、心の健康と自殺予防への意識を高める。	健康推進課
51		○					○						食生活改善推進員養成及び育成事業	地域において、ボランティア活動として食生活を基本とした市民の健康づくりを実践する、食生活改善推進員の養成及び育成を行う。	▼活動の中で関わる人が抱える様々な問題に気付く視点を持ち、必要に応じて適切な支援先へとつなぐ。	
52		○					○						健康づくり推進員・運動普及推進員・食生活改善推進員による健康づくりへの取組	各推進員による、地域での健康づくり活動を支援する。		
53		○					○						健康増進事業（健康診査関連事業・各種がん検診・歯周病検診・一日人間ドック等）	対象者へ各種健康診査、がん検診、一日人間ドック等を実施し、必要時の受診勧奨、保健指導を行う。	▼自殺の原因・動機の中で健康問題の占める割合が高いことから、健康状態の改善に向けて早期に対応し、問題解決につなげる。	
54		○					○						糖尿病重症化予防事業	血糖値・HbA1c が高値で糖尿病の重症化リスクが高い人に対し、受診勧奨・保健指導を行う。	▼対象者の様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	
55		○					○						後期高齢者保健事業（基本健康診査、歯科健康診査）	対象者に健康診査を実施し、必要時の受診勧奨、保健指導を行う。	▼後期高齢者の健康の保持増進により、自殺を予防する。 ▼対象者の様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	
56		○									○		母子保健事業	・パパママ教室 ・乳幼児健康診査事業 ・離乳食教室(3か月児健康相談) ・乳幼児健康相談 ・のびっこ教室 ・のびのび訪問事業(幼稚園・保育園等訪問) ・すくすく相談・もぐもぐ相談・びかびか相談(出張相談)	▼子どもや保護者の心身の不調や育児不安等を含め、様々な問題に気付く視点を持って対応する ▼妊娠出産、育児期の女性が抱える様々な問題は、抑うつ状態等の精神的な問題につながる可能性があり、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援先につなぐ。	
57		○									○		赤ちゃんふれあい体験学習	高校生を対象に、抱っこ・おむつ交換等の乳児とふれあい体験学習を実施する。	▼高校生が命の尊さを学ぶ機会をつくり、若年層に自殺予防の普及啓発を図る。	
58		○									○		母子健康手帳の交付 妊婦相談・保健指導	・妊娠届出を受けて、妊婦に母子健康手帳を交付する。 ・手帳交付時、妊婦の転入時及び必要時に、面接・訪問・電話・メール等により相談対応をする。 ・岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」への参加を促進する。	▼妊娠期の様々な問題は、抑うつ状態等の精神的な問題につながる可能性があり、早期に気付く視点を持って対応する。 ▼必要に応じて適切な支援先につなぐ。	子育て世代包括支援センター

No.	基本施策						重点項目（対象）					自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）	
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4					5
	ネットワーク	一次予防	二次予防	三次予防	精神疾患	職域	全体	高齢者	生活困窮	働き盛り	子ども・若者					女性
59		○										○	新生児訪問指導	新生児及び2か月までの乳児を訪問する（乳児家庭全戸訪問事業を兼ねる）。	<p>▼乳幼児、産婦の様々な問題に気付く視点を持って対応する。</p> <p>▼育児期の女性が抱える様々な問題は、抑うつ状態等の精神的な問題につながる可能性があり、必要に応じて適切な支援先につなぐ。</p>	子育て世代包括支援センター
60		○				○			○				労働者の心身の健康に関する普及啓発	市広報紙や市ホームページ等を活用し、労働者が抱える様々な問題の相談先等について周知を行う。	<p>▼働き盛り世代の死因に自殺が占める割合が高いことから、労働者の心身の健康に関する普及啓発を図る。</p> <p>▼様々な問題を抱えている労働者を適切な支援先につなぐ。</p>	
61		○				○			○				勤労者向け各種融資制度のあつせん	市内勤労者へ生活資金等を融資する。	▼経済問題は、自殺の危険性につながる要因となる。勤労者への資金融資は生きることへの支援につながる。	商工課
62		○				○			○	○	○		女性等就業相談員の設置	女性及び若年者を対象として、就職に関する相談や職場環境などに関する相談等、就業に関する支援を行う。	▼働く女性は仕事以外にも様々なストレスを抱えており、30～40歳代の死因に自殺が占める割合が高いことから、対象者の様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	
63		○						○					市営住宅管理事業	市営住宅の管理者として、市営住宅の運営に必要な事務を行う。	▼住宅使用料の納付等に関する相談時に、生活困窮等対象者が抱える様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	住宅管理課
64		○	○			○			○				教職員健康診断事業	市立小中学校教職員の各種健康診断（定期健康診断、胃がん検診、ストレスチェック）を実施する。	▼教職員の心身の健康の保持増進に取り組み、自殺の危険性の軽減を図る。	
65		○								○			児童生徒の心のサポート事業	各学校で、岩手県立総合教育センターの資料等を活用した「こころのサポート授業」を実施し、ストレスへの対処方法、SOSの出し方等を学ぶ機会を設け、中長期にわたる児童生徒の心のサポートを行う。	▼友達と関われない、自傷行為がある、学校に行けないなどの悩みを抱える児童生徒の相談が増加傾向にあることから、心の健康に関する教育を推進し、セルフケア力の向上と、教師が児童生徒の発するサインに気づき、助言できる体制をつくる。	学校教育課（教育研究所）
66		○	○							○			緊急スクールカウンセラー等派遣事業	東日本大震災により災害救助法が適用された地域等において、スクールソーシャルワーカーを小中学校に派遣し、学校やスクールカウンセラー、関係機関と連携して、児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言等様々な課題に対応する。	<p>▼心のケアが必要な児童生徒が、安心して学校生活を送れるよう支援する</p> <p>▼児童生徒や保護者が抱えている様々な問題に気付く、必要に応じて適切な支援先につなぐ。</p> <p>▼課題を抱える児童生徒に教職員が接する際に必要な支援を行う。</p>	

No.	基本施策						重点項目（対象）					自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）	
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4					5
	ネットワ ーク	一次予 防	二次予 防	三次予 防	精神疾 患	職 域	全 体	高 齢 者	生 活 困 窮	働 き 盛 り	子 ど も ・ 若 者					女 性
67		○							○		○		要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対して、市が就学に必要な経費の援助を行う。	▼保護者の経済的負担によるストレスを軽減し、児童生徒が義務教育を受ける機会を保障する。 ▼生活困窮等、保護者が抱える様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	学校教育課
68		○							○		○		特別支援教育就学奨励費援助事業	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学に必要な経費の援助を行う。		
69			○								○		母子継続支援事業	・母子健康手帳交付時等のリスクアセスメント票をもとに、ハイリスク妊婦を判断し保健指導を行う。 ・特に継続的な支援が必要と判断した妊婦・家庭に対しては、妊娠期から密に関わり必要な支援を行う。 ・産後うつスクリーニングを実施する。	▼妊娠出産、育児期の女性が抱える様々な問題は、抑うつ状態等の精神的な問題につながる可能性があり、様々な問題に気付く視点を持って対応する。 ▼必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援先につなぐ。	子育て世代包括支援センター
70			○								○		産前・産後サポート事業	・出産や育児等に不安がある妊産婦を対象に、月1回集団型デイサービスを実施する。 ・助産師や保育士等が妊産婦の不安や悩みに対する相談支援を行う。		
71			○	○	○	○							保健師による心の健康に関する相談支援	・相談対応により対象者の様々な悩みを整理し、心の問題に早期に気づき、必要な支援につなげる。 ・医療・相談支援機関等との連携による本人や家族への支援、ケア会議を行う。	▼抑うつ状態や、自殺の危険性がある人の早期発見、早期介入に努める。 ▼自殺の危険性を伴う様々な課題に対し、関係機関と連携し適切な支援を行う。	
72			○			○							心のケア傾聴訪問事業（傾聴ボランティア団体への委託事業）	抑うつ状態などで心のケアが必要な方に「傾聴ボランティア」が訪問し、傾聴により支援する。	▼傾聴による個別支援により、対象者の心の健康の回復を支援する。 ▼傾聴ボランティアの活動を支援する。	
73			○	○		○							障害者虐待防止センター事業業務（大洋会への委託事業）	障害者虐待に24時間体制で対応する事業を実施する。	▼虐待による精神的ストレスや、抑うつ状態から自殺に至る危険性があるため、関係機関と連携し、状況確認と問題解決に向けた支援を行う。	地域福祉課
74			○						○				要保護者への相談対応	・相談者の抱える悩みを整理し、他法他施策の活用について助言する。 ・保護申請の意思がある場合は、申請手続きについて助言する。	▼相談時に自殺の危険性が疑われる場合は、保健師や医療機関等、適切な支援先につなぐ。	
75			○						○	○			生活困窮者への自立相談支援等事業（大船渡市社会福祉協議会への委託事業）	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援し、地域における自立・就労支援の体制を構築する。 ・自立相談支援事業 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業	▼生活困窮者は自殺の危険性が高いことから、切れ目なく支援を行い、必要に応じて生活保護の申請や適切な支援先につなげる。	

No.	基本施策						重点項目（対象）					自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）	
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4					5
	ネットワーク	一次予防	二次予防	三次予防	精神疾患	職域	全体	高齢者	生活困窮	働き盛り	子ども・若者					女性
76			○								○		障害児通所支援事業	身体や知的に障がいのある児童や発達遅滞が見られる就学前児童に対し、児童発達支援事業「ひまわり教室」を開設し、自立・発達を促す早期療育を行うとともに、保護者に対する相談支援を行う。	▼障がい等を持つ児童等の保護者が抱える心身のストレスや、様々な問題に気付く視点を持ち、継続的な相談支援を行う。 ▼必要に応じて適切な支援先につなぐ。	
77			○								○		子ども家庭支援員事業	複雑な事情を抱える子ども家庭の多種多様な問題に対し、児童相談所等の関係機関と連携しながら、問題の解決を図る。	▼対象となる児童及びその保護者の様々な問題に気付く視点を持ち、早期に対応する。 ▼必要時には適切な支援先につなぐ。	子ども課
78			○								○		困難な問題を抱える女性相談支援事業	困難な問題を抱える女性の相談に応じるとともに、必要な援助を行う。	▼女性が抱える様々な問題に気付く視点を持ち、自殺の危険性を伴う課題があれば適切な支援先につなぐ。	
79			○					○					老人保護措置事業	身体・精神・環境・経済上の事情等により、居宅での生活が困難で保護が必要な高齢者を、養護老人ホームに入所措置する。	▼居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させることで対象者の命を守る。 ▼入所措置が必要な対象者が抱えている精神的ストレスや抑うつ状態等に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援につなげる。	長寿社会課
80			○	○				○					成年後見支援センター運営業務（大船渡市社会福祉協議会への委託事業）	成年後見制度の利用に関する相談対応を行う成年後見支援センターの運営を、業務委託により実施する。	▼認知症等により判断能力が十分でなくなった高齢者や障害者等が抱える様々な問題に気付く視点を持って対応する。 ▼必要時には関係機関と連携し、適切な支援先につなぐ。	
81			○					○					総合相談事業（「介護相談窓口」は市内4法人に委託）	・直営の他、市内4か所の在宅介護支援センターに業務委託し、「介護相談窓口」を設置する。 ・高齢者の実態把握等を実施し、必要な支援やサービス、制度の利用につなげる。	▼支援が必要な高齢者を早期に発見し、適切なサービスや制度につなげる。 ▼介護負担は自殺の要因になりうることから、早期の対応につなげる。	地域包括ケア推進室
82			○								○		教育相談員配置事業	学校と家庭との連携を図りながら、不登校を始め問題行動のある児童生徒に対し、専門的な立場から指導助言を行う。	▼対象児や保護者に、専門的な相談ができる場を提供する。 ▼児童・生徒や保護者が抱える様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	学校教育課（教育研究所）
83			○								○		心の教室相談員配置事業	中学校全校に「心の教室相談員」を配置し、学校をはじめ、日常生活を送る中で中学生が抱える心の悩みに適切に対処する。	▼中学生に心の悩みを相談できる場を提供する。 ▼中学生が抱えている様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	

No.	基本施策						重点項目（対象）					自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）	
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4					5
	ネットワーク	一次予防	二次予防	三次予防	精神疾患	職域	全体	高齢者	生活困窮	働き盛り	子ども・若者	女性				
84			○								○		就学指導個別検査実施事業	小学校就学前に実施する一般的な適性検査において問題のあった子どもを対象に、就学指導専門委員が保育所及び幼稚園等を訪問し、専門検査を実施する。	▼子どもや保護者の抱える様々な問題に気付く視点を持って対応し、必要に応じて適切な教育・支援先につなぐ。	学校教育課（教育研究所）
85				○			○						自死遺族への支援	・市広報紙や市ホームページ等で、自死遺族の相談窓口や遺族会等の情報を提供する。 ・遺族への相談に対応し、必要な支援につなげる。 ・グリーフケア・セミナーを開催する。	▼自死遺族の心の健康を支援する。 ▼市民がグリーフ(悲嘆)についての理解を深めるとともに、グリーフを抱えて生きる人を支える地域づくりにつなげる。	地域福祉課
86						○				○	○		育児・介護休業制度に関する被雇用者の理解促進	育児・介護休業制度に関する事業者への活用促進と連動し、市ホームページ等で被雇用者向けに休業可能日数や時期などに関する情報提供を行う。	▼男性の働き方を支援するとともに、男性の家庭内労働への参画を促進することで、ワーク・ライフ・バランスの改善を図り、働く女性に限らず個々が抱える問題の解消を図る。 ▼必要に応じて適切な相談機関につなぐ。	男女共同参画室
87	○						○						気仙地域自殺対策推進連絡会議	構成団体と自殺対策に関する意見交換等を行う。	▼自殺等についての普及啓発、早期対応等による自殺者の減少を図る。	
88	○						○						気仙地域精神保健福祉担当者等連絡会	研修や情報交換、事例検討会等を行う。	▼支援者間の連携を強化し、ケースの支援が重層的に行われ、早期に適切な支援を行うことで自殺予防を図る。	
89	○						○						ひきこもり支援に関する支援者向け研修会等	研修や情報交換、事例検討会等を行う。	▼当事者と家族が抱える様々な問題について、地域での支援体制を推進する意識を高める。	
90		○					○						「こころに寄り添いのちを守る いわて」月間における普及啓発	9月 自殺防止月間 3月 自殺対策強化月間	▼自殺対策に関する集中的な普及啓発及び相談窓口の周知を行う。	
91		○					○						被災地体験型健康づくり講座	被災地域住民の交流促進を行う。	▼住民間の交流促進により、孤立予防を図る。	大船渡保健所
92		○									○		思春期保健出前講座	児童・生徒を対象に、いのちの大切さを伝える出前講座を実施する。	▼いのちの大切さを学ぶことで、自殺予防を図る。	
93		○	○										事業所におけるこころの健康出前講座	希望する事業所に出向き、こころの健康づくり等の出前講座を行う。	▼事業所におけるメンタルヘルス対策を推進する。	
94		○	○										ゲートキーパー養成講座	主に企業を対象として、出前講座等によりゲートキーパー養成を行う。	▼心の健康と自殺予防について関心を持ち、ゲートキーパーの役割を理解し、企業内で自殺予防に取り組む。	
95		○	○				○						ひきこもり家族の集い	研修及び交流会を実施する。	▼当事者及び家族が孤立することを予防し、自殺のリスクを下げる。	
96		○					○						傾聴ボランティアフォローアップ講座	フォローアップ研修及び団体交流会を実施。	▼傾聴ボランティアの人材育成を行い、地域における見守り体制の強化を図る。	

No.	基本施策						重点項目（対象）					自殺対策関連事業名	事業内容	自殺対策（生きる支援）の視点での実施内容	担当課（実施機関）	
	1	2	3	4	5	6	0	1	2	3	4					5
	ネットワーク	一次予防	二次予防	三次予防	精神疾患	職域	全体	高齢者	生活困窮	働き盛り	子ども・若者					女性
97			○	○	○			○	○	○		○	自殺対策関係者研修会	関係者を対象に研修会を開催する。	▼地域の支援者の人材育成を行い、相談支援体制の強化を図る。	
98			○	○	○			○		○	○	○	こころの健康相談（精神保健福祉相談）	精神科医師による専門相談を実施する。	▼治療が必要な状態かどうかの見立てをすることにより、早期に適切な治療につなげ、心の健康の回復を図る。	大船渡保健所
99	○	○						○					大船渡市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議	生活困窮者自立相談支援事業の対象者について作成した支援プランについて意見交換を行い、適切な支援体制を図る。	▼生活課題の解決に向けて切れ目ない支援体制を構築する。	
100		○						○					おおふなとおげんき見守りシステム	電話を使用してひとり暮らし高齢者の安否確認を自分から発信してもらい、住民の孤独死を予防する。	▼隣近所の住民や民生委員を中心とした見守り活動を展開し、見守り意識の向上を図る。	
101		○						○					ふれあい地域サロンの開催支援	住民交流の促進を目的に高齢者サロンの普及活動に努めている。開催方法や運営資金の相談にも対応することで地域活動を支援する。	▼孤立防止とコミュニティ活動の促進につなげる。	
102		○									○	○	子ども食堂の運営支援	子育て世帯を対象に、弁当配布や食事の提供する。	▼食事提供に加えて、孤立防止やコミュニティ活動の促進につなげる。	
103		○	○		○			○					東日本大震災被災者生活支援事業	訪問活動や高齢者サロンの開催により、個別支援と地域コミュニティ形成に努める。	▼訪問活動をとおして、安否確認のほか、日ごろの悩みに傾聴することにより、被災者の心の健康づくりにつなげる。	大船渡市社会福祉協議会
104		○	○		○			○					住民支えあいまちづくり事業	地域の助け合い活動や、住民同士のつながりをマップに可視化し、今後の取組課題や社会資源の必要性を検討する。	▼地域課題だけでなく、気になる住民や孤立している方を共有することにより、地域と連携した支援につなげる。	
105		○	○		○	○							「にこにんプラザ」による居場所づくり	居住地域、年齢層、事業利用者など棲み分けをせず、多くの住民が交流できる居場所を提供する。様々な企画を通して、利用者が役割を持ち、共生社会の構築を進める。	▼居場所があることで引きこもりや孤立の防止につなげる。 ▼住民同士や担当者に相談できる機会も得られることで、早期の課題解決につなげる。	
106		○			○			○					生活福祉資金貸付事業・たすけあい金庫貸付事業	収入の少ない世帯や、障がい者・高齢者が属する世帯へ、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に貸付を行う。	▼貸付時に相談支援を併せて実施することにより、世帯の状況把握や生活課題の発見につなげる。 ▼生活困窮者自立支援機関との連携により課題解決につなげる。	
107		○	○			○		○					被災者支援事業	・被災者のこころのケアとして、「震災こころの相談室」の設置や訪問による相談支援を行う。 ・住民や事業所に対するメンタルヘルスクエア研修会等を実施する。	▼関係機関・団体との協働や連携による被災者への包括的な支援体制づくりを推進する。	大船渡地域こころのケアセンター

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進

(1) 計画の周知・啓発

本計画は、市ホームページ等で公表するほか、各種研修や講演会等での啓発など、様々な機会を捉えて周知を図ります。

(2) 計画の推進体制

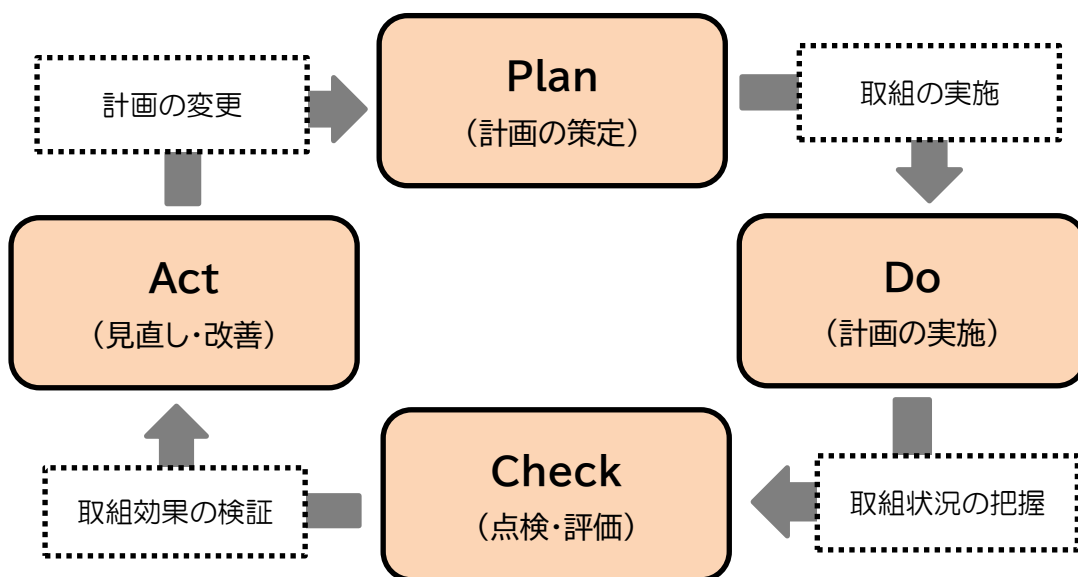
本計画は、心の健康づくり及び自殺対策を推進する関係機関・団体で構成される「大船渡市心の健康づくり推進連絡会」をはじめ、行政、地域及び関係機関・団体が連携しながら、各種の取組を推進します。

2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理については、実績値や市民意識調査等の結果を用いて、基本施策の評価指標（第4章）の確認を行うとともに、毎年度、取組の実施状況の把握に努めます。

また、「大船渡市心の健康づくり推進連絡会」等において、PDCAサイクルに基づいて、取組状況の評価や課題の抽出を行います。

PDCA サイクルのイメージ



資料編

資料 1 第 2 期大船渡市自殺対策計画策定経過

開催日等	会議名・取組等	内容
令和5年4月27日(木)	第1回第2期大船渡市自殺対策計画庁内策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・期計画策定及びスケジュールについて ・ワーキンググループの設置 ・計画策定に係るアンケート
令和5年5月9日(火) ～6月9日(金)	第2期大船渡市自殺対策計画策定に係る「心の健康に関する市民意識調査」の実施	18歳以上80歳未満の市民1,000名の無作為抽出
令和5年6月22日(木)	第1回大船渡市中心の健康づくり推進連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期計画の評価 ・第2期計画策定 ・自殺対策関連事業について
令和5年8月9日(水)	第1回大船渡市自殺対策計画策定ワーキンググループ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定及びスケジュールについて ・ワーキンググループでの協議事項について
令和5年10月25日(水)	第2回大船渡市自殺対策計画策定ワーキンググループ会議(書面開催)	素案の検討(自殺対策関連事業について)
令和5年10月31日(火)	第2回第2期大船渡市自殺対策計画庁内策定会議	素案の検討
令和5年11月14日(火)	第2回大船渡市中心の健康づくり推進連絡会	素案の検討
令和5年11月28日(火)	第3回第2期大船渡市自殺対策計画庁内策定会議(書面開催)	素案の検討
令和5年12月22日(金)	大船渡市議会全員協議会	計画案の協議
令和5年12月26日(火) ～令和6年1月15日(月)	パブリックコメントの実施	
令和6年2月19日(月)	第4回第2期大船渡市自殺対策計画庁内策定会議(書面開催)	最終案の報告
令和6年3月1日(金)	第3回大船渡市中心の健康づくり推進連絡会	最終案の報告
令和6年3月	市長決裁により計画策定	

資料2 大船渡市自殺対策計画庁内策定会議設置要綱

(設置)

第1 大船渡市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を検討するため、大船渡市自殺対策計画庁内策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の作成及び調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3 策定会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4 策定会議に会長及び副会長を置き、会長は保健福祉部長を、副会長は委員の中から会長が指名する職員をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総括し、策定会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 策定会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて、会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(設置の期間及び解散)

第6 策定会議の設置期間は、計画の策定が終了する日までとする。

(庶務)

第7 策定会議の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第3関係）

No.	区分	所属	職名
1	会長	保健福祉部	部長
2	構成員	企画政策部	部長
3		総務部	部長
4		協働まちづくり部	部長
5		市民生活部	部長
6		商工港湾部	部長
7		都市整備部	部長
8		上下水道部	部長
9		教育委員会	教育次長
10		総務部総務課	課長
11		協働まちづくり部市民協働課	課長
12		市民生活部市民環境課	課長
13		保健福祉部子ども課	課長
14		保健福祉部長寿社会課	課長
15		保健福祉部健康推進課	課長
16		教育委員会学校教育課	課長
17	保健福祉部地域福祉課	課長	

資料3 大船渡市自殺対策計画策定ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1 大船渡市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定、及び計画の推進、評価等について、必要な事項を検討するため、大船渡市自殺対策計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 ワーキンググループの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の作成に係る事務事業の検討、及び施策としての論点整理等に関すること。
- (2) 年度毎の計画の推進状況の確認及び評価、施策事業の見直し等に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3 ワーキンググループは、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(グループ長及び副グループ長)

第4 ワーキンググループにグループ長及び副グループ長を置き、グループ長は地域福祉課長を、副グループ長は同課課長補佐をもって充てる。

2 グループ長は会務を総括し、ワーキンググループを代表する。

3 副グループ長はグループ長を補佐し、グループ長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 ワーキンググループの会議は、グループ長が招集し、グループ長が議長となる。

2 グループ長は、必要に応じて、会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6 ワーキンググループに関する事務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第3関係）

No.	区分	所 属		職 名
1	グループ長	保健福祉部	地域福祉課	課長
2	副グループ長			課長補佐
3	構成員	総務部	総務課	課長補佐(人事担当)
4			税務課	課長補佐(収納担当)
5		協働まちづくり部	市民協働課	課長補佐
6			生涯学習課	課長補佐
7			男女共同参画室	係長
8		市民生活部	市民環境課	課長補佐
9			国保医療課	課長補佐
10		保健福祉部	子ども課	課長補佐
11				子ども福祉係長
12			長寿社会課	課長補佐
13			地域包括ケア推進室	主幹
14			健康推進課	課長補佐
15			子育て世代包括支援センター	主幹
16			地域福祉課	障害福祉係長
17				生活福祉係長
18		商工港湾部	商工課	課長補佐
19		都市整備部	住宅管理課	課長補佐
20		水道事業所		主幹
21		教育委員会事務局	学校教育課	課長補佐
22			教育研究所	指導係長

資料4 大船渡市心の健康づくり推進連絡会設置要綱

(目的)

第1 自殺対策計画の策定及び推進、地域サポート体制の構築並びに関係機関の連携等を目的に、大船渡市心の健康づくり推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に関する事業の企画・実施に関すること。
- (3) 地域のサポート体制の構築に関すること。
- (4) 相談対応窓口の周知と相談体制の強化に関すること。
- (5) 関係機関による情報交換、意見交換を行うこと。

(組織)

第3 連絡会は、第4に掲げる関係機関により構成する。

2 連絡会に会長を置き、会長は大船渡市保健福祉部地域福祉課長をもって充てる。

3 会長は会務を総理し、連絡会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(関係機関)

第4 関係機関は別表に掲げるとおりとする。

2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5 連絡会の庶務は、大船渡市保健福祉部地域福祉課において処理する。

別表（第4関係）

岩手県大船渡保健所
岩手県立大船渡病院
障がい者・児童相談支援センター
気仙地域傾聴ボランティアこもれびの会
大船渡市社会福祉協議会
岩手県大船渡警察署
大船渡地区消防組合消防本部
気仙医師会
大船渡商工会議所
児童家庭支援センター大洋
大船渡市民生児童委員協議会
大船渡市保健福祉部健康推進課
大船渡市保健福祉部地域包括ケア推進室
大船渡市保健福祉部子ども課
大船渡市保健福祉部地域福祉課

